

我が国の文化行政

平成 10 年度

文 化 庁

我が国の文化行政

平成 10 年度

【も く じ】

I 文化立国の実現に向けて…… 4

- (1) 文化をめぐる諸状況／ 4
- (2) 文化政策の推進／ 7
- (3) 文化庁予算の充実／ 10
- (4) 文化関係の税制／ 14
- (5) 文化庁の組織／ 16

II 芸術創造活動の推進…… 17

- (1) 芸術創造活動の推進施策の概要／ 17
- (2) 「アーツプラン21」／ 18
- (3) メディア芸術の振興／ 19
- (4) 芸術家等の育成・顕彰／ 21
- (5) 芸術祭／ 23
- (6) 芸術文化振興基金／ 24
- (7) 民間による芸術文化活動への支援／ 25

III 地域における文化の振興…… 26

- (1) 地域における文化の振興のための施策の概要／ 26
- (2) 地域における芸術文化の創造活動の促進／ 27
- (3) 芸術情報プラザ／ 28
- (4) 芸術鑑賞機会の充実／ 28
- (5) 国民文化祭／ 29

IV 国語に関する施策…… 31

- (1) 国語施策の改善／ 31
- (2) 外国人等に対する日本語教育の推進／ 32

V 著作権制度の概要…… 33

- (1) 我が国の著作権制度／ 33
- (2) 最近の著作権法の主な改正／ 34

VI 宗教法人と宗務行政…… 35

- (1) 宗教行政の推進／ 35
- (2) 宗教法人法の一部改正／ 36

VII 文化財の保存と活用…… 37

- (1) 文化財の保護の仕組み／ 38
- (2) 文化財登録制度の導入／ 41
- (3) 文化財保護のための施策／ 42

VIII 文化の国際交流・協力…… 46

IX 文化行政における情報化の推進…… 52

X 国立文化施設…… 55

- (1) 国立劇場／ 55
- (2) 新国立劇場／ 56
- (3) 国立美術館・博物館／ 57
- (4) 研究所／ 61
- (5) 日本芸術院／ 61

XI アイヌ文化の振興…… 62

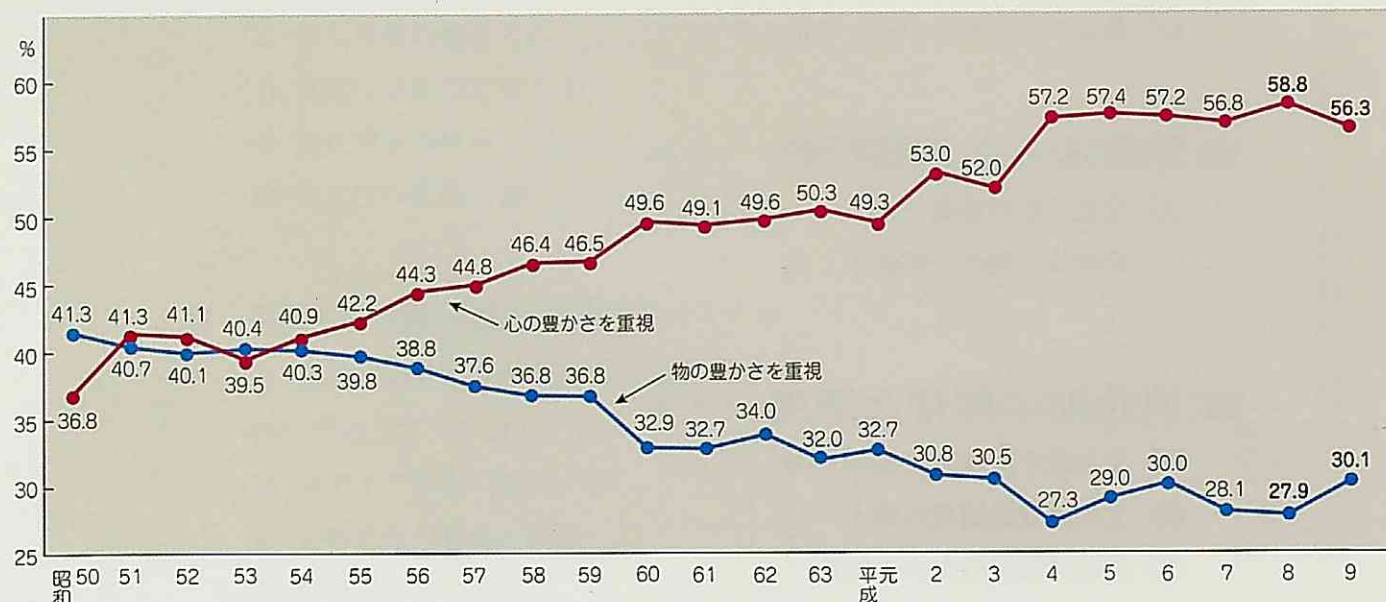
I 文化立国の実現に向けて

(1) 文化をめぐる諸状況

今日、社会全体の創造的な個性や美的な感性が尊重されており、すぐれた文化の所産に触れたり、文化活動に参加することによって心の豊かさを求める傾向が強くなっています(図-1)。また、週休2日制の普

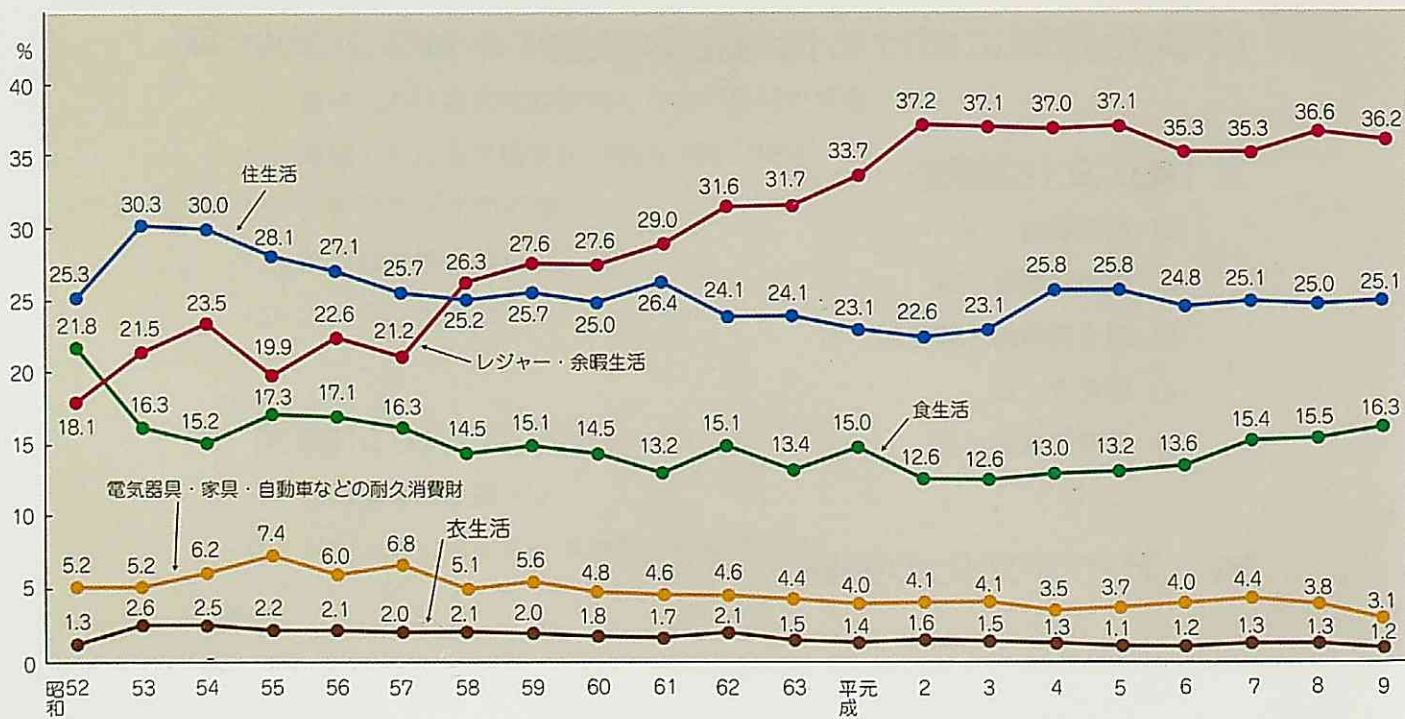
及により余暇時間(自由時間)が増大しており、生活の重点をレジャーや余暇生活におく者の割合が高くなっています(図-2)

◆心の豊かさを重視する者の割合(図-1)



総理府「国民生活に関する世論調査」による。

◆今後の生活の力点(図-2)

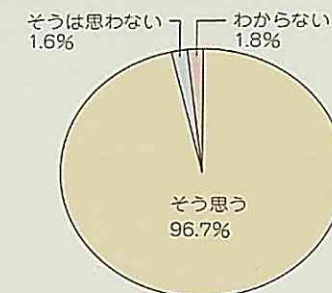


総理府「国民生活に関する世論調査」による。

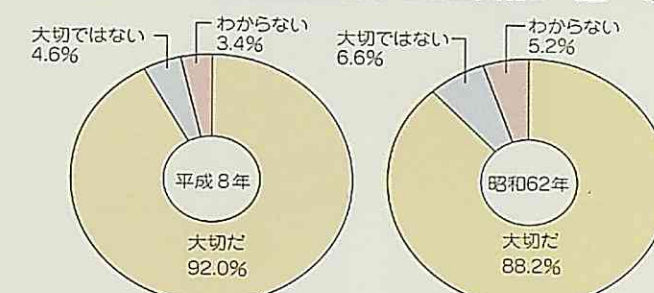
人々の生活の中で、文化は重視されるようになっていきます(図-3、図-4)。また、多くの人々が文化振興は、経済や社会の他の分野にも影響を与え、それら

の活性化や発展にもつながるものであり、国や地方公共団体の基本的課題であると捉えています。(図-5、図-6)

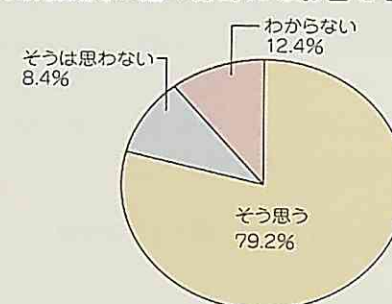
◆文化を大切にすべきか(図-3)



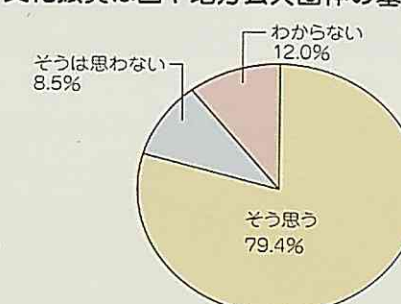
◆日常生活の中で文化活動を行うことは大切か(図-4)



◆文化振興は他の分野にも影響を与えるか(図-5)



◆文化振興は国や地方公共団体の基本的課題か(図-6)

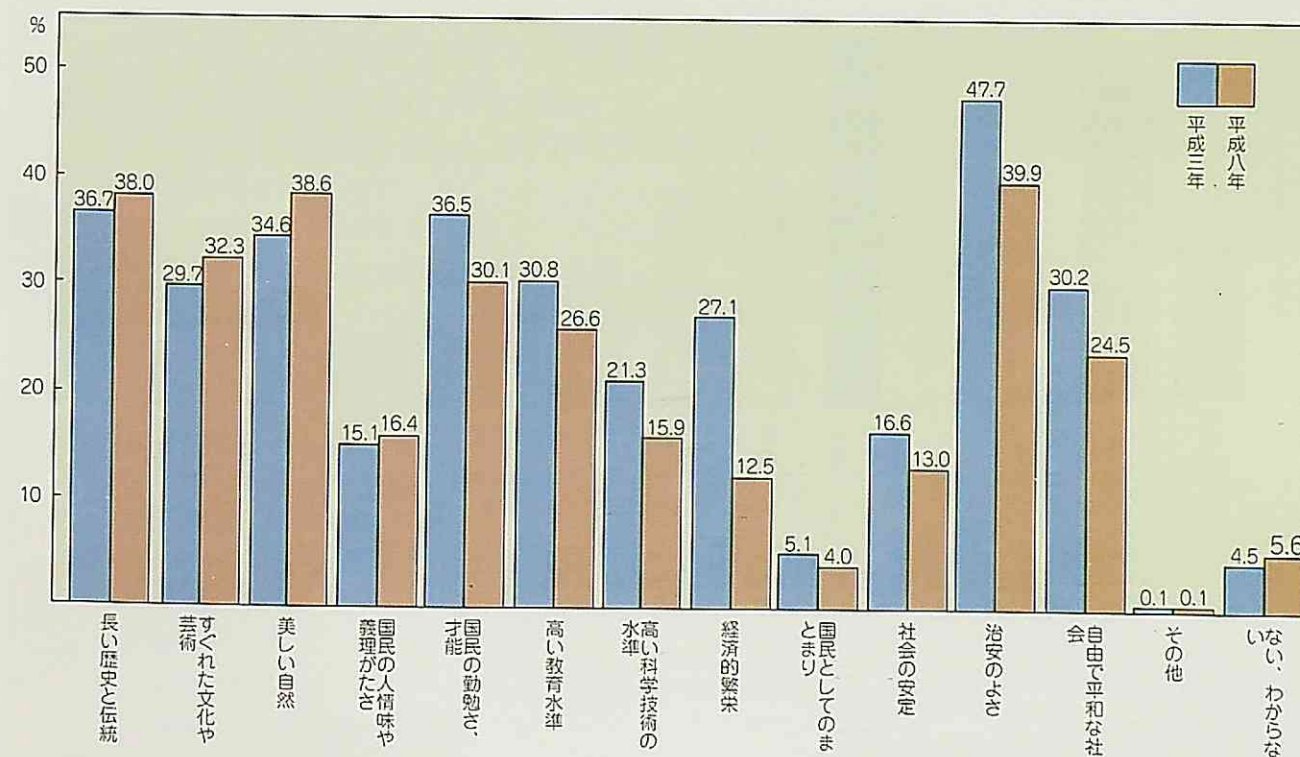


総理府「文化に関する世論調査(平成8年11月)」による。

また、日本の文化や芸術を優れたものとして誇りに感じている人は多く(図-7、図-8)、文化への関心

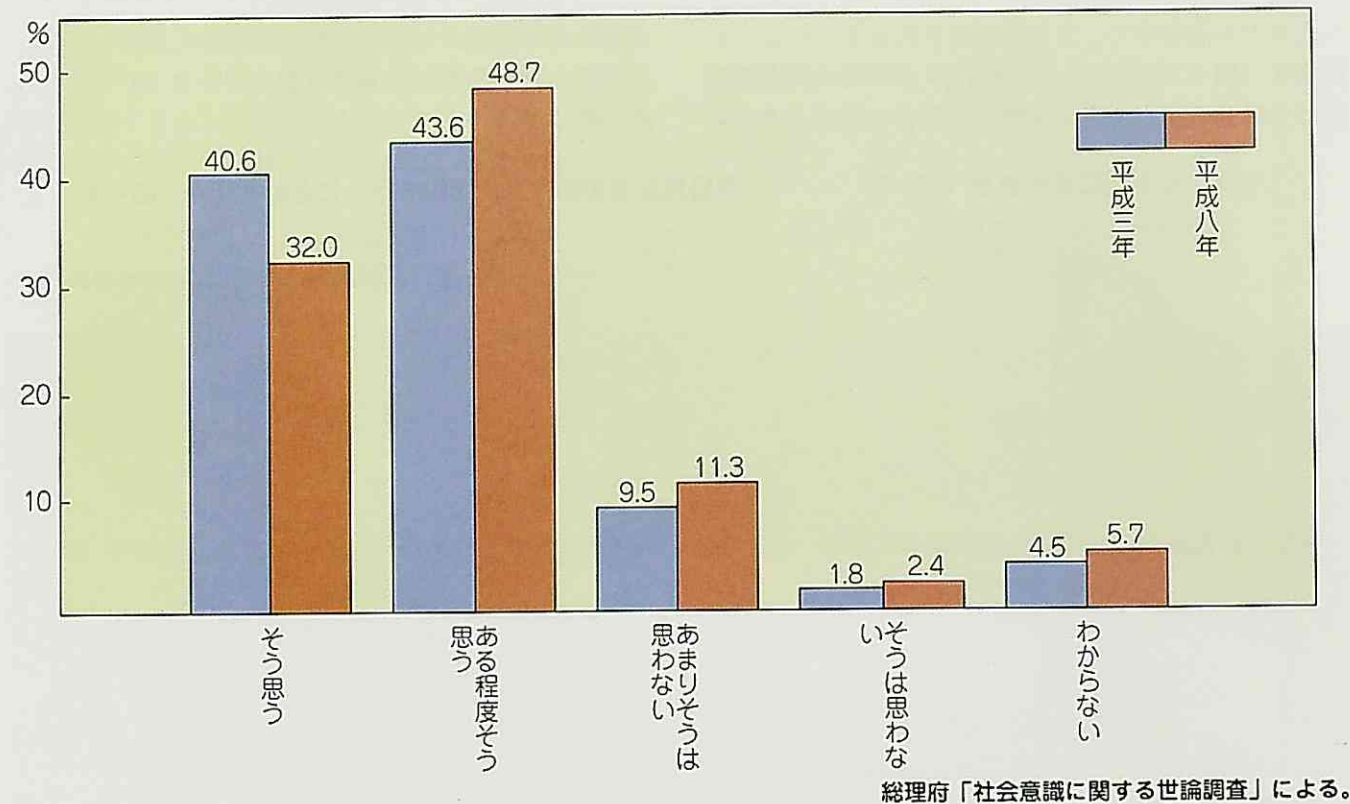
は高くなっており、例えば、音楽や芸術などを鑑賞する人も多くなっています(図-9、図-10)

◆日本の国や国民について誇りに思うこと(図-7)

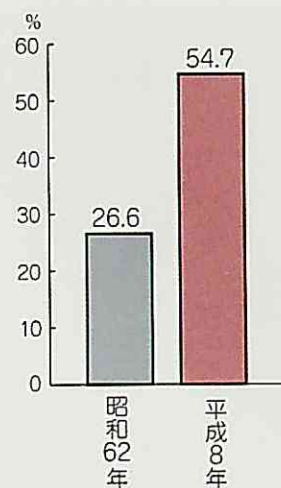


総理府「社会意識に関する世論調査」による。

◆現在の日本はすぐれた文化や芸術をもっているか（図-8）



◆プロの公演や作品
などの直接鑑賞—鑑賞した
ことがあると答えた人の割合
（図-9）



◆今後の鑑賞希望（図-10）



総理府「文化に関する世論調査（平成8年11月）」による。

（2）文化政策の推進

①文化振興マスタープラン

文化は国の存立基盤であり、豊かな活力ある社会を形成するためには、文化振興は不可欠です。そのため、文化立国の実現に向けて、国をあげて取り組んでいくことが必要であります。

文化庁では、経済、社会情勢の大きな変化や政府全体におけるいわゆる六大改革への積極的な取り組みの

なかで、新たな文化行政の総合的推進が求められていることから、文化庁に置かれている文化政策推進会議（芸術家、経済界、学識経験者等46名により構成）の報告を踏まえ、平成10年3月31日、「文化振興マスタープラン」を策定しました。

「文化振興マスタープラン—文化立国の実現に向けて—」

（平成10年3月31日 文化庁）の概要

第1章 今なぜ文化立国か

文化は、固有の意義を有するとともに、国民性を特色付け国民共通の拠りどころとなるものである。しかしながら、価値観の変動と多様化、国際化の進展、大競争（メガ・コンペティション）の激化等の急激な社会の変化が進む中で、我が国文化の現状に対する懸念の声が高まっている。また一方、国民生活や社会を支えるものとして科学技術と文化の重要性が急速に高まっている。

経済や社会の大きな変化により文化との係わりで様々な問題や課題が顕在化しており、これらに対応するため、文化立国の実現は国をあげて取り組むべき喫緊の課題である。

- (1) 質の高い生活の実現と文化
- (2) 教育と文化
- (3) 経済と文化
- (4) 情報化と文化
- (5) 国際化と文化
- (6) 地域と文化

第2章 文化立国の実現に向けての取り組み

文化行政を取り巻く状況を踏まえ、文化行政の総合的な推進が必要である。

- (1) 文化振興総合計画の検討
- (2) 地方公共団体との連携協力
- (3) 社会における多様な資源の活用
- (4) 教育との連携
- (5) 当面の取り組み

文化立国の実現のため、文化振興総合計画の策定を視野に入れつつ、文化行政推進本制の確立に向けて、早急に次のような点について取り組む必要がある。

- ①文化政策の企画調整機能の強化の観点から文化庁の組織の在り方の検討
- ②関係省庁との連絡協議の場の拡充
- ③文化政策に関する有識者を交えた文化庁及び地方公共団体の関係者の意見交換の場の設置
- ④各地域における企業メセナ等に関する連絡協議の場の組織化など社会に内在する多様な資源のより一層の導入
- ⑤「教育改革プログラム」の一環として「地域こども文化プラン」を推進していくための学校や地域社会の連携協力の呼びかけ

第3章 文化立国の実現のため施策の体系

1. 芸術創造活動の活性化	(1) 芸術創造活動への支援 (2) メディア芸術の振興（「メディア芸術21」の推進） (3) 幅広い芸術文化活動への助成 (4) メセナ活動の活性化 (5) 活字文化の振興と普及
2. 伝統文化の継承・発展	(1) 文化財保存・修理等の充実強化 (2) 文化財の保存伝承基盤の充実 (3) 文化財の公開・活用の推進 (4) 文化財の保護対象の拡大と歴史的文化環境の保護
3. 地域文化・生活文化の振興	(1) 子どもたちの文化活動や鑑賞の機会の充実（「地域子ども文化プラン」の推進） (2) 地域における個性豊かな文化の創造 (3) 文化施設や文化団体の活性化支援 (4) 伝統的な生活文化の継承と多彩な生活文化の振興
4. 文化を支える人材の養成・確保	(1) 若手芸術家の養成研修 (2) 芸術文化活動を支える人材の養成・確保 (3) 文化財の保存伝承基盤の充実（再掲）
5. 文化による国際貢献と文化発信	(1) 芸術家や芸術団体の相互交流の機会の充実 (2) 映画芸術の交流 (3) 伝統文化の国際交流の推進 (4) 博物館・美術館・文化財研究所の相互交流の促進 (5) 文化財保護に関する国際協力の推進 (6) 内外の日本語や日本文化の学習者等への支援
6. 文化発信のための基盤整備	(1) 美術館・博物館活動の活性化 (2) 国立美術館・博物館・文化財研究所の整備充実 (3) 新しい国立文化施設の整備充実 (4) 文化情報に関する総合的なシステムの構築 (5) 文化に関する研究機能の充実 (6) 情報化の進展や国際的動向に対応した著作権施策の展開

②美術品の公開の促進

近年、国民の美術に対する関心も高まり、美術館が増加するとともに、美術館の入場者数も増加しています。他方、バブル期をはじめとして我が国に多くの美術品が流入し、内外の優れた美術品が国内で必ずしも十分に活用されずに存在していることが指摘されています。

そのため、国民の美術品鑑賞機会の拡大を目的として、美術品の美術館における公開の促進に関する法律（平成10年6月公布、12月施行）に基づき、新たに登録美術品制度を設け、優れた美術品の美術館における公開を促進する措置を講ずることとしています。

美術品の美術館における公開の促進に関する法律の骨子

国民の優れた美術品を鑑賞するニーズの高まり

〈1. 登録美術品制度の導入〉

特に優れた美術品（国宝・重要文化財や優れた外国作品など）を登録し、その美術館における公開を促進する。

- (1) 所有者の申請→文化庁の登録（有識者による委員会での審査）
- (2) 登録美術品公開契約の締結
登録美術品を美術館に引き渡し、美術館で公開する旨の契約を締結するものとする。
※必要に応じ文化庁が契約相手の美術館を斡旋
- (3) 所有者及び美術館の義務
 - ① 所有者は、3ヶ月以内に契約を締結し、登録美術品を引き渡すものとする。
 - ② 美術館は、登録美術品の積極的な公開及び適切な保管を行わなければならない。
 - ③ 文化庁に対する一定の報告等の義務
- (4) 国の責務
 - ① 登録美術品の鑑賞機会拡大のため情報提供
 - ② 国が取得した登録美術品は美術館において積極的に公開

〈2. 相続税の物納の特例措置〉

相続税の登録美術品による物納について、物納が認められる場合の優先順位を第1位として、許可を受けることができる。

- (1) 登録美術品による物納の申請→税務署長の許可
- (2) 文化庁への管理換（無償）→美術館への貸付（無償）

美術品の公開・活用の促進

(3) 文化庁予算の充実

① 文化庁予算の内容と推移

文化庁が発足した昭和43年度の文化庁予算は総額49億6,000万円でしたが、その後文化財保護や芸術文化の振興の充実、国立文化施設の整備等により昭和55年度にはその8倍の400億2,500万円に達しました。昭和56年度から昭和62年度までは伸び悩んだものの、昭和63年度から再び増加傾向に転じました。しかし、財政構造改革元年の平成10年度は、再び減額となっています(図-11)

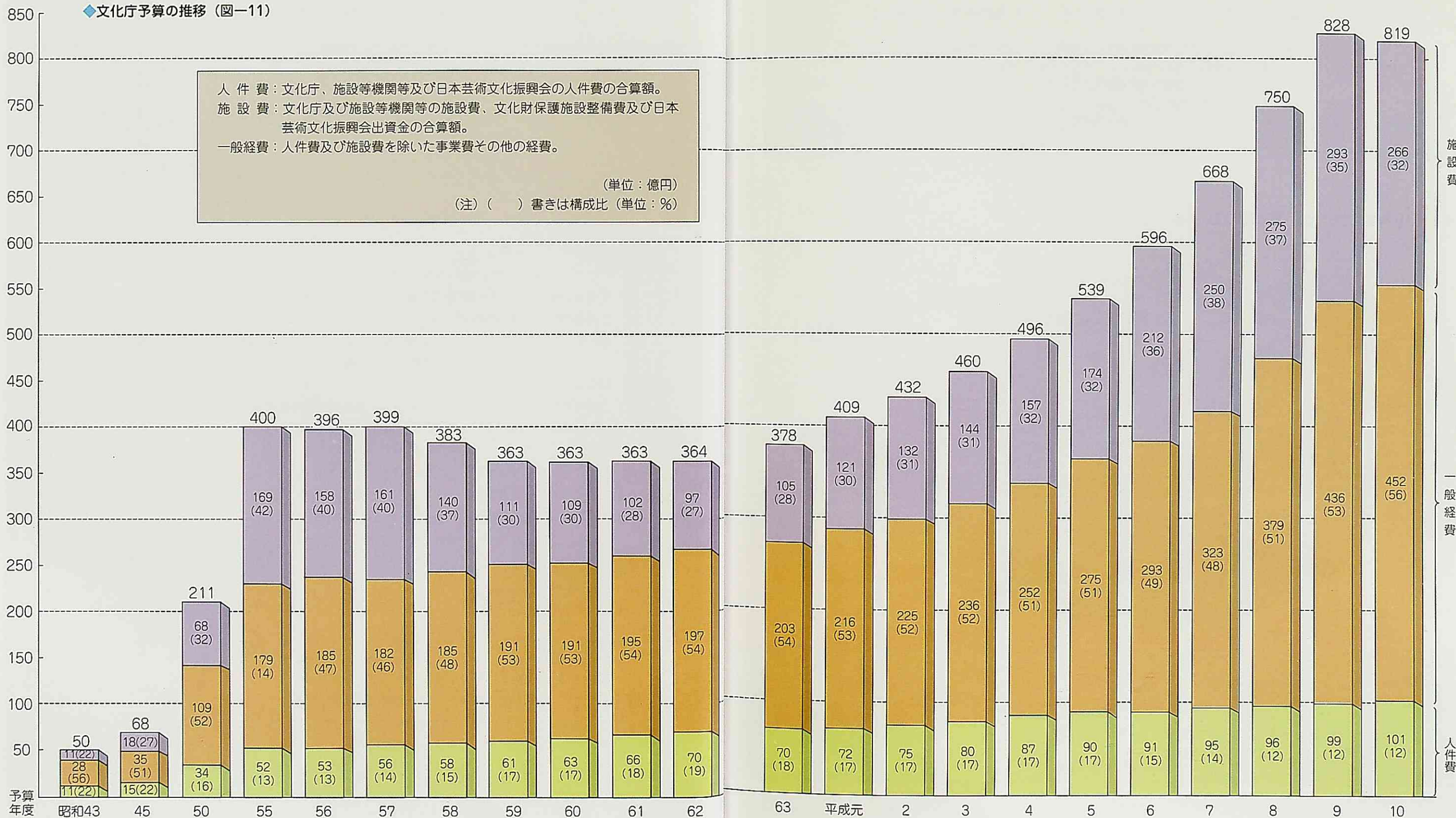
平成10年度の文化庁予算は、国立文化施設(東京国立博物館、国立西洋美術館など)の施設整備が完了

したことに伴い、対前年度比1.1%減の818億8,800万円となっており、文部省一般会計予算の1.41%、国の一般会計予算の0.11%を占めています。分野別では図-13のとおりで、全体の29.6%が芸術文化の振興、68.0%が文化財保護の充実、その他が2.4%となっ

ています(図-12、13)。このほか、平成2年3月に創設された芸術文化振興基金約612億円の運用益により、芸術文化活動に対する幅広い助成を行っています。

います(図-12、13)。

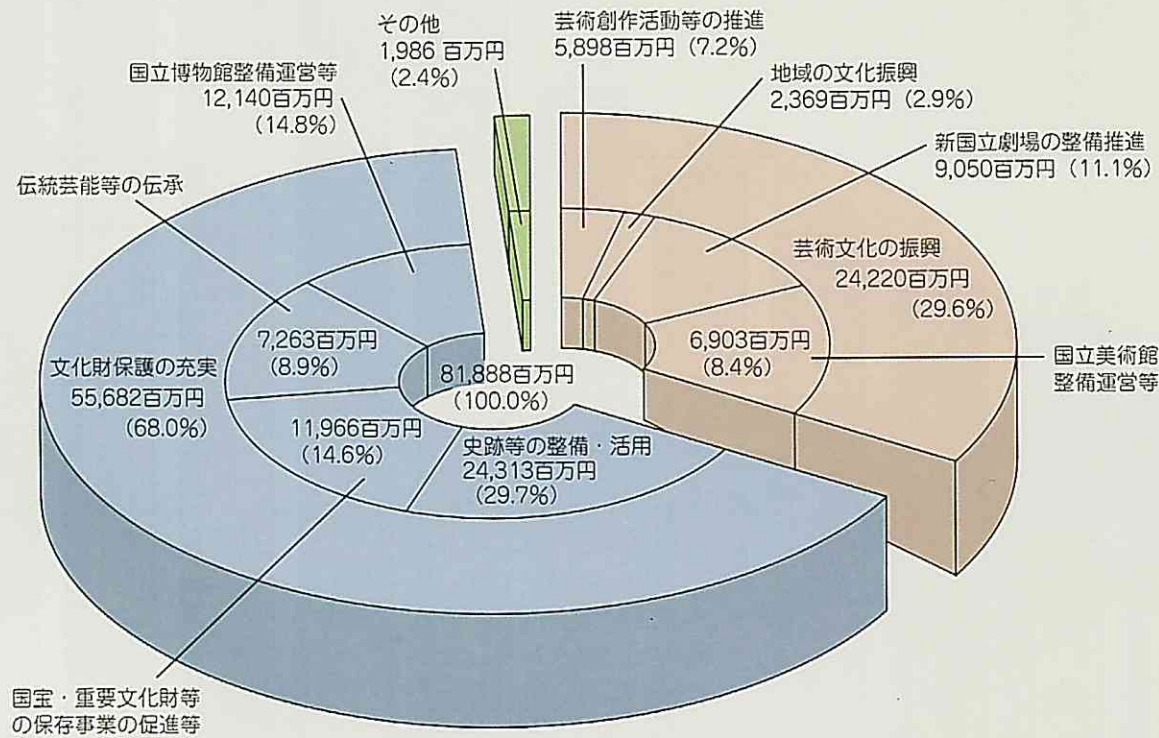
◆文化庁予算の推移(図-11)



◆総括表（図-12）

区 分		平成9年度	平成10年度	増減率
国の一般会計		77兆3,900億400万円	77兆6,691億7,900万円	0.4%
	国の一般歳出	45兆1,067億円	44兆5,362億1,300万円	△1.3%
	国債費	16兆8,023億2,900万円	17兆2,628億1,600万円	2.7%
	地方交付税交付金	15兆4,809億7,500万円	15兆8,701億5,000万円	2.5%
文部省一般会計（A）		5兆8,197億6,300万円	5兆7,908億9,900万円	△0.5%
文化庁予算（B） 〔構成比〕〔B/A〕		828億3,900万円 1.42%	818億8,800万円 1.41%	△1.1%

◆平成10年度文化庁予算〈分野別〉（図-13）

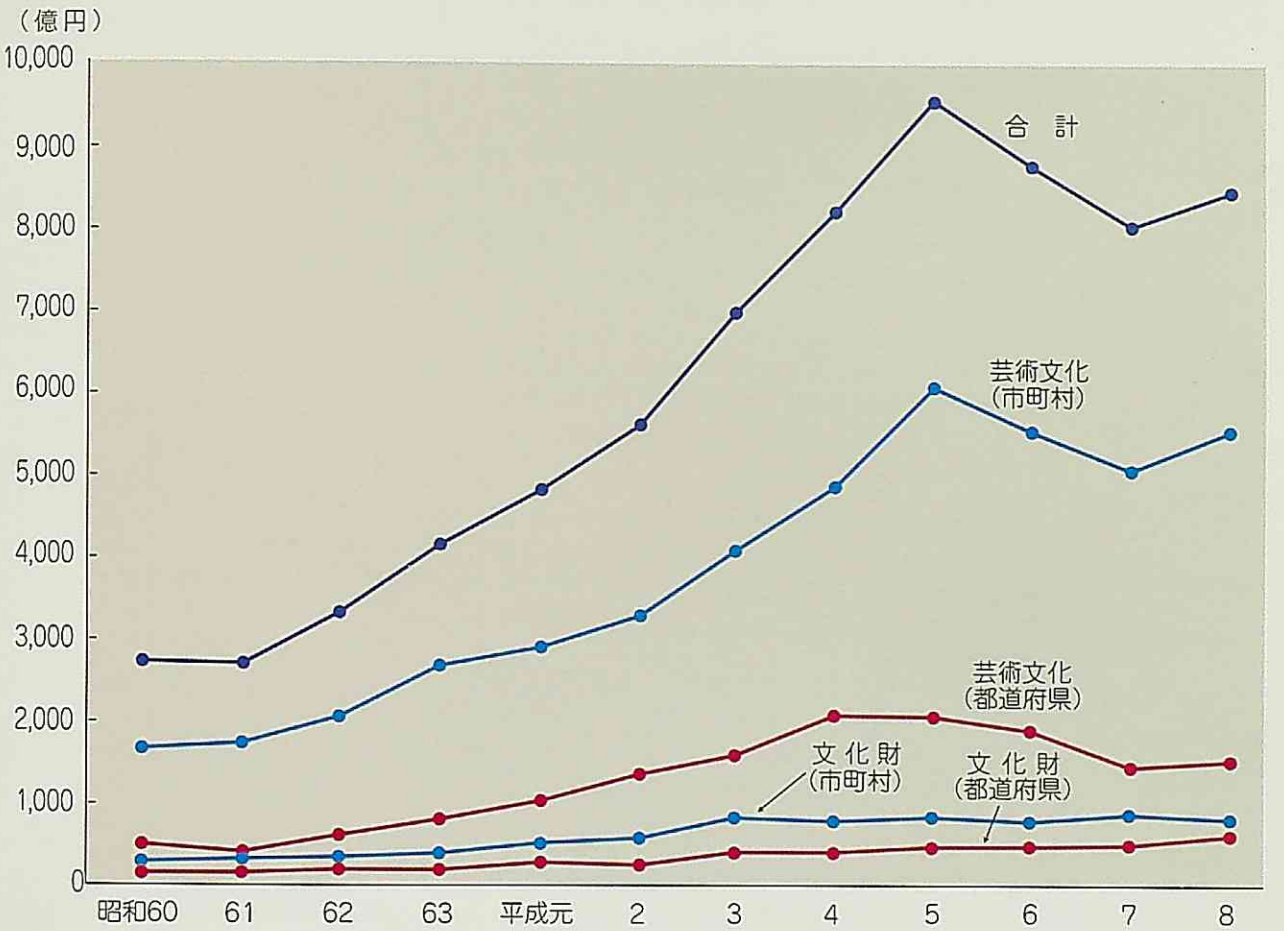


②地方公共団体の文化関係経費の推移

地方公共団体における文化関係経費については（図-14）のような推移となっています。都道府県、市町村ともに、10年前と比べて約3倍に増えています。

特に、芸術文化関係経費が大きく伸びていますが、ここ数年は芸術文化関係経費が減少傾向にありました。その主な原因には、施設経費の減少があげられます。

◆総括表（図-14）



		昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成元	平成2	平成3	平成4	平成5	平成6	平成7	平成8
都道府県	芸術文化	531	439	648	822	1,050	1,392	1,620	2,098	2,085	1,915	1,432	1,517
	文化財	184	187	231	224	313	268	421	425	502	516	566	615
	小計	715	626	879	1,046	1,363	1,660	2,041	2,523	5,587	2,431	1,998	2,132
市町村	芸術文化	1,700	1,723	2,076	2,688	2,915	3,320	4,093	4,873	6,090	5,528	5,239	5,572
	文化財	319	363	383	421	548	617	860	819	876	826	875	779
	小計	2,019	2,086	2,459	3,109	3,463	3,937	4,953	5,692	6,966	6,354	6,114	6,351
合 計		2,734	2,712	3,338	4,155	4,826	5,597	6,994	8,215	9,553	8,785	8,112	8,483

（単位：億円）

(4) 文化関係の税制

① 芸術文化の振興と文化財の保護に共通する制度

事 項	内 容	適 用 年
特定公益増進法人	「芸術の公演・展示を自ら企画し、または実施することを目的とする公益法人」及び「自ら文化財の保存と活用の事業を行うことを目的とする公益法人」が文化大臣の認可を受けて特定公益増進法人となることができる。	昭和51年4月～
	「芸術の普及向上のための助成金の支給を行う公益法人」または「文化財の保護のために助成金の支給または国際的な交流・協力を行うことを目的とする法人」が文部大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。	平成元年4月～
	「日本芸術文化振興会」が特定公益増進法人として認められている。	
	「博物館法に規定する登録博物館のうち、一定の要件を満たすものの設置運営を主たる目的とする民法法人」が文部大臣の認定を受けて特定公益増進法人となることができる。	平成9年4月～
相続税の非課税	「芸術の普及向上または文化財の保護を主たる目的とする法人で文部大臣の認定を受けたもの」に対する相続財産等の寄付については相続税は課されない。 「日本芸術文化振興会」に対する寄付も同様。	昭和52年4月～
相続税の物納の特例	登録美術品を相続した納税義務者は、延納によっても金銭での相続税の納付が困難である場合、相続税法第41条第3項の規定する物納の優先順位にかかわらず、まず、第一に当該登録美術品によって物納することを選択できる。	平成10年12月～
指 定 寄 付 金	「重要文化財の修理及び防災施設の設置の費用に充てるために公益法人が募集する寄付金」が大蔵大臣の個別の指定を受けて指定寄付金となり得る。	昭和40年4月～
	「一定の公演・展示及び稽古場の建設費用に充てるために公益法人が募集する寄付金」が大蔵大臣の個別の指定を受けて指定寄付金となり得る。	平成元年4月～
認定特定公益信託	「芸術の普及向上に関する業務（助成金の支給に限る）」または「文化財の保存及び活用に関する業務（助成金の支給に限る）」を行うことを目的とする公益信託が文部大臣の証明及び認定を受けて認定特定公益信託となることができる。	昭和62年10月～ 昭和63年10月～
所得税の非課税	文化功労者年金、日本芸術院から恩賜賞又は日本芸術院賞として交付される金品、芸術に関する顕著な貢献を表彰する特定の賞金について、受賞者の所得税が非課税となる。	非課税

② 文化財の保護に関する税制上の優遇措置

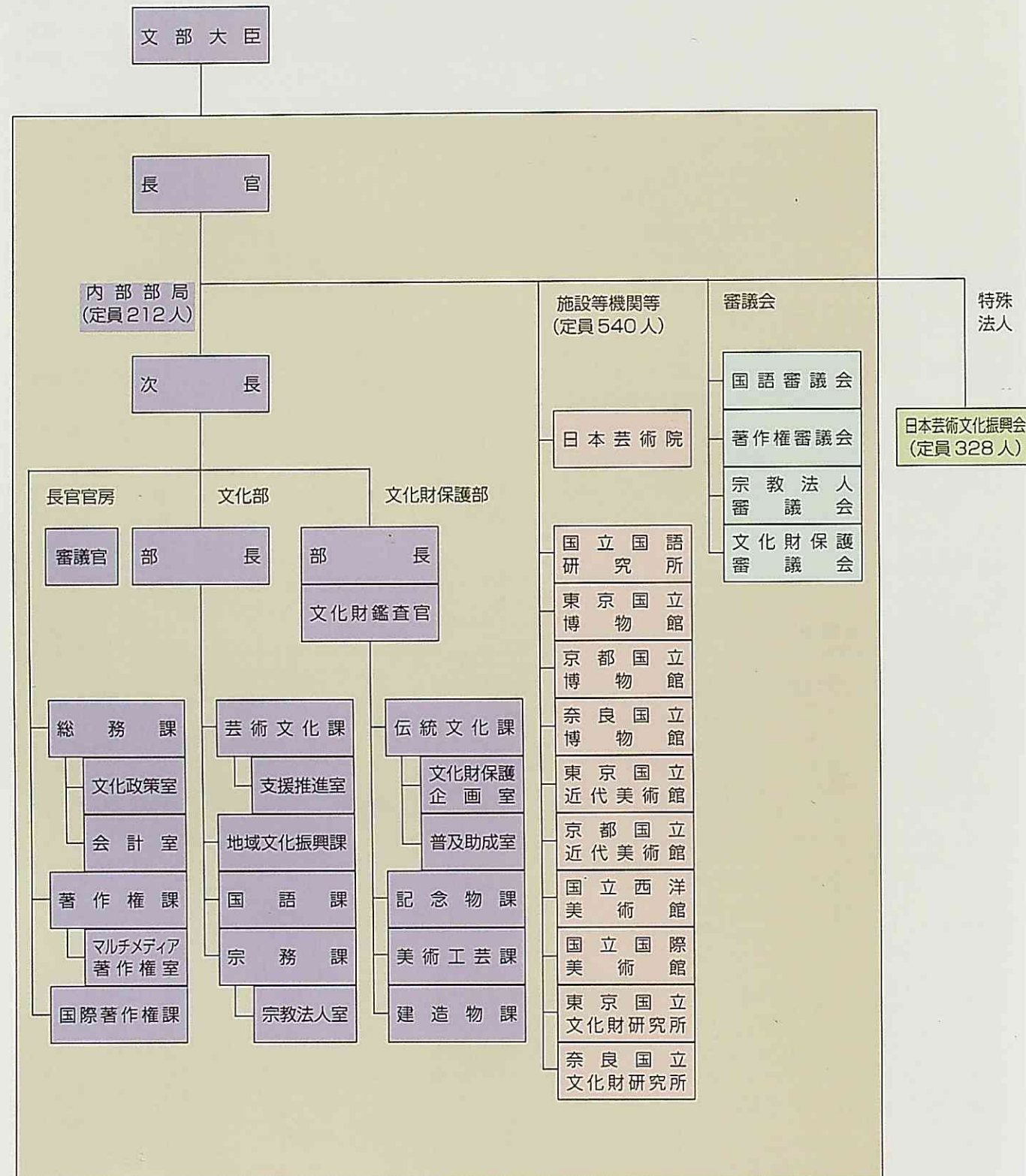
事 項	内 容	適 用 年
譲渡所得の非課税等	個人が、重要文化財として指定された動産または建物を、平成14年12月31日までに、国・地方公共団体に譲渡した場合、譲渡所得に所得税が課されない。	昭和47年4月～ 平成14年12月 (地方公共団体については昭和50年～)
	個人が、未指定有形文化財のうち、重要文化財と同等の価値があるものと認められるもの及び重要有形民俗文化財を平成14年12月31日までに国に譲渡した場合、譲渡所得の2分の1が控除される。	2分の1課税（所得税） (昭和47年4月～平成4年12月までは非課税)
譲渡所得の特別控除等	重要文化財として建物とともに指定された土地及び史跡名勝天然記念物として指定された土地を国又は地方公共団体等に譲渡した場合、2,000万円の特別控除または損金算入が認められる。	2,000万円の特別控除（所得税） 2,000万円の損金算入（法人税）
相続税の軽減	重要文化財として指定された民家及びその敷地のうち、所有者の居住の用に供されているものの相続税について相続財産評価額を軽減している。	相続財産評価額の60/100を控除
地価税の非課税等	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡、名勝もしくは天然記念物等または地方公共団体が指定した文化財に係る一定の土地等または伝統的建造物群保存地区内の区域内の一定の土地等については地価税が課されない。	非課税
	非課税とされる文化財に準ずるもののうち保存及び活用を図るべき一定の文化財に係る土地等については、課税価格に算入する金額が減額される。	課税価格に算入する金額が土地等の価格の2分の1に軽減される。
	登録有形文化財の登録された建造物に係る土地等については、課税価格に算入する金額が減額される。	課税価格に算入する金額が土地等の価格の2分の1に軽減される。
固定資産税、特別土地保有税、都市計画税の非課税等	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡名勝天然記念物として指定され、もしくは重要美術品として認定された家屋またはその敷地については、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税が課されない。	非課税
	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く。）で、文部大臣が告示するものについては、固定資産税、都市計画税が課されない。	非課税
	重要伝統的建造物群保存地区内の伝統的建造物（風俗営業に使用されるものを除く。）で、文部大臣が告示する家屋の敷地については、固定資産税、都市計画税の税額の2分の1以内を適宜軽減することが適当である。（自治省通達）	市町村の実情に応じ、税額の2分の1以内を適宜軽減
	登録有形文化財である家屋については、税額の2分の1以内を適宜軽減することが適当である。（自治省通達）	市町村の実情に応じ、税額の2分の1以内を適宜軽減

(5) 文化庁の組織

文化庁は、昭和43年に文部省文化局と文化財保護委員会を合わせて設置されました。文化庁は次のような

組織をもって文化の振興及び文化財の保存・活用に当たっています。(図-15)

◆文化庁の組織 (図-15)



平成10年度末定員 752人

II 芸術創造活動の推進

(1) 芸術創造活動の推進施策の概要

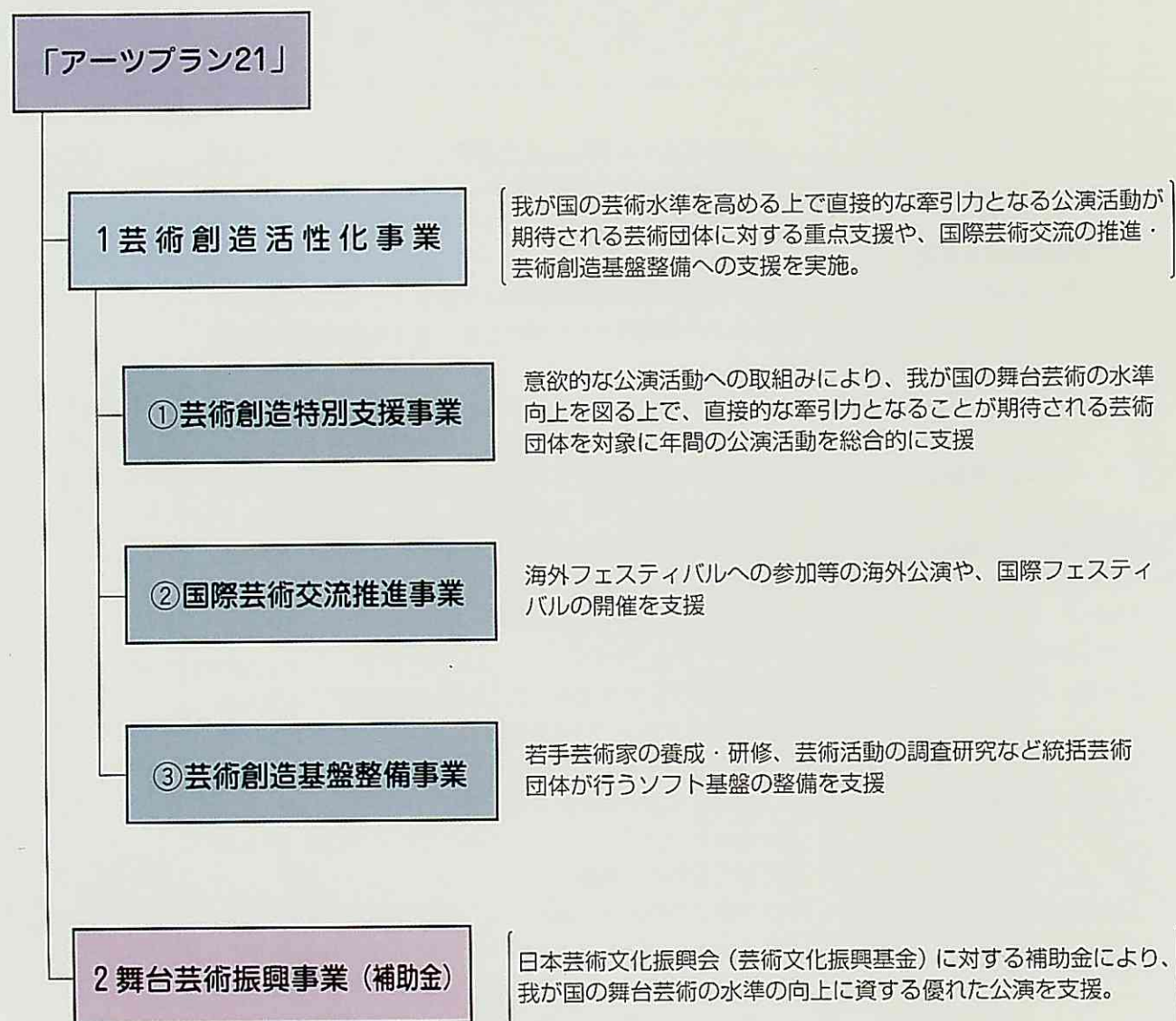
多彩で豊かな芸術を生み出す源泉は、芸術家・芸術団体の自由な発想に基づく創造活動にあります。芸術家・芸術団体の創造活動がより活性化するためには、そ

れを支える創造環境を整備していくことが不可欠です。文化庁では、次のような施策を展開し、芸術活動の推進を図っています。

施策	概要	10年度予算額 (百万円) ()内は前年度額
(1) 芸術創造活動の推進 アーツプラン21	21世紀に向けた新しい文化立国にふさわしい創造的な芸術活動の活性化を推進するため、「アーツプラン21」として我が国の芸術創造活動に対する支援を実施。	4,208 (3,805)
①芸術創造活性化事業		
a. 芸術創造特別支援事業	我が国の舞台芸術の水準向上を図る上で直接的な牽引力となることが期待される芸術団体に対する重点的支援を実施。	1,721 (1,393)
b. 国際芸術交流推進事業	国際芸術交流を推進するため、芸術団体の海外フェスティバルへの参加や国際フェスティバルの開催を支援。	1,128 (1,048)
c. 芸術創造基盤整備事業	統括的芸術団体が行う人材養成・研修や調査研究事業など、芸術文化のソフト整備を支援。	358 (363)
②舞台芸術振興事業	日本芸術文化振興会(芸術文化振興基金)に対する補助金により、創作性の高い公演を支援。	1,001 (1,001)
(2) メディア芸術の振興		
①メディア芸術祭	マルチメディアを活用したコンピュータグラフィックス等の新しいメディア芸術を振興するため、優れた作品の発表、顕彰及び鑑賞の機会を提供。	664 (630) 26 (26)
②メディア芸術プラザ (新規)	メディア芸術創作活動を情報面から支援するため、インターネットのホームページ上で優れた作品の公開、作品発表の場の提供等を実施。	10
③映画芸術の振興	メディア芸術創造の基盤として映画芸術の振興を図るため、シナリオコンクールの支援(新規)、国際映画祭への出品支援、東京国立近代美術館フィルムセンターのフィルムアーカイブ(作品の保存、活用)機能の充実等を実施。	628 (604)
(3) 芸術家の育成		
①芸術家在外研修	若手芸術家を海外に派遣し、専門分野における実践的な研修の機会を提供。	645 (585) 481 (411)
②芸術インターンシップ	若手芸術家に国内研修施設等での研修機会を提供。	97 (97)
③海外芸術家招へい研修	海外の若手芸術家を招へいし、我が国における研修や我が国の若手芸術家との交流の機会を提供。	67 (77)
(4) 芸術祭	意欲的な公演発表の機会及び内外の優れた芸術作品を鑑賞する機会の提供を目的に、毎年秋に開催。	182 (199)
(5) 芸術家の顕彰	文化勲章、文化功労者、日本芸術院、芸術選奨、芸術作品賞等。	

(2) 「アーツプラン21」

従来から実施してきた芸術創造活動への支援事業を平成8年度に「アーツプラン21」と再編し、抜本的な拡充を図っています。



「アーツプラン21」シンボルマーク



Arts Plan 21

21世紀に向けて、文化を重視した国づくりを進め、文化による国際貢献を果たしていくため、芸術創造の炎が太陽のように限りなく燃え広がるイメージで構成したシンボルマークです。

(3) メディア芸術の振興

インターネットの急速な普及、DVD等の新しいメディアの登場、多チャンネル放送の展開など、マルチメディアの進展は、文化の普及振興手段に大きな変化をもたらしています。

このような多メディア・多チャンネル化が進む中で、そのコンテンツ（内容）となるコンピュータ・グラフィックス、アニメーション、映画などのメディア

芸術は、21世紀の我が国の芸術文化全体の活性化を促す牽引力として、その振興が緊急の課題となっています。

このため、文化庁では、以上のようなメディア芸術の振興のため、下記のように様々な施策を展開しています。

● 新しいメディア芸術の振興

メディア芸術祭

我が国のメディア芸術の振興に資するため、優れたメディア芸術作品の発表の機会を提供し、創造性あふれる作品を顕彰するとともに、これを鑑賞する機会を提供。

メディア芸術プラザ

インターネットを活用し、メディア芸術創造活動に役立つ各種の情報や素材の提供、優れたメディア芸術作品の紹介、作品発表の場の提供などを実施。（平成10年度新規）

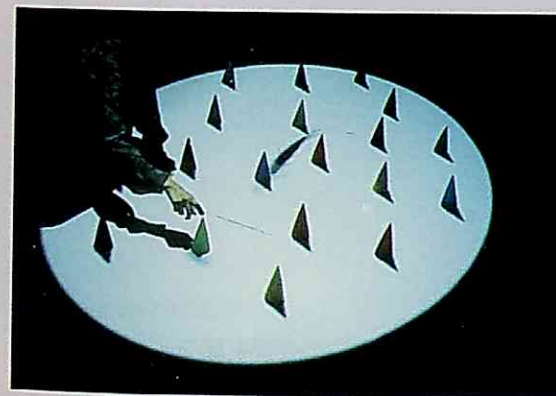
◆◆◆ 平成9年度（第1回）文化庁メディア芸術祭 ◆◆◆

文化庁では、新しい表現技法を開拓した創造性あふれるメディア芸術作品の発表・顕彰の場として、また先端的なメディア芸術の鑑賞の場として、平成9年度から新たに「文化庁メディア芸術祭」を開催しました。

コンテストには合計730作品の応募があり、審査委員会を経て各部門ごとに大賞1作品、優秀賞4作品が選ばれました。メディア芸術祭授賞式と受賞作品の展示は、新国立劇場小劇場で行われ、展示会場には、デジタルアート・インタラクティブ部門で大賞を受賞したインスタレーション作品「KAGE」のデモンストレーションや、各部門の受賞作品の展示、上映が行われました。



メディア芸術祭シンボルマーク
（澄川喜一東京芸術大学長 作）



デジタルアート・インタラクティブ部門
大賞 近森 基「KAGE」
（インスタレーション）



デジタルアート・ノンインタラクティブ部門
大賞 株式会社ナムコ「"Soul Blade" Opening Movie」
（ゲームのオープニングCG映像）

● 映画芸術の振興

文化庁

優秀映画作品賞

優秀な邦画の製作者に対して優秀映画作品賞を授与。
授賞作品数：長編映画 10 作品、短編映画・3 作品

優秀映画上映支援事業

大手映画会社系列の配給網に乗りにくい独立プロ製作の優秀映画の公開上映に必要な映画館の借り上げ経費の一部を支援。
(対象作品数 3 作品)

シナリオコンクール支援

優れたシナリオを発掘するため、映画シナリオのコンクールに伴う経費を支援(平成 10 年度新規)

芸術フェローシップ

若手芸術家に海外、あるいは国内施設での研修機会を提供。

東京国立近代美術館フィルムセンター (平成 7 年 5 月 新館が開館)

企画上映事業

名作映画等の上映
(年間 200 日・400 回)

優秀映画鑑賞推進事業

公立文化施設等で巡回上映(40 会場)

映画文化に関する国際交流

国際映画祭への参加に伴う経費に対する助成
(6 作品)

映画製作専門家の養成講座

撮影、美術、録音等映画製作専門家の養成講座を開講

映画フィルム修復事業

劣化の著しい貴重な映画フィルムを復元・修復



(東京国立近代美術館フィルムセンター)

芸術文化振興基金

(特殊法人 日本芸術文化振興会)

「映画製作活動」への助成金

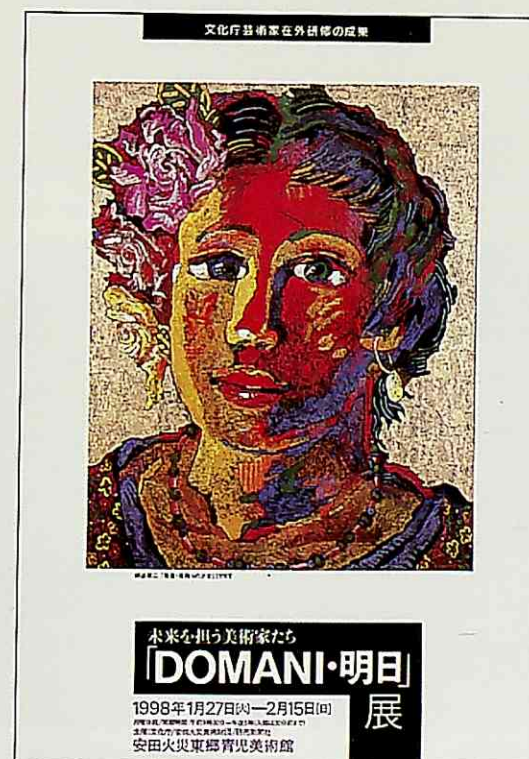
日本映画(長編、短編、子ども向けテレビ用アニメーション映画)の製作活動への助成。

(4) 芸術家等の育成・顕彰

① 芸術家等の養成

文化庁では、各分野の若手芸術家に、その専門分野における実践的な研修の機会を提供するとともに、下記のような研修(芸術フェローシップ)を実施しています。

制 度	内 容	研修員数(10年度予定)
芸術家在外研修	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術、アートマネジメント分野の新進芸術家等を海外に派遣し、その専門分野における実践的な研修の機会を提供。 1年派遣、2年派遣、3年派遣、特別派遣(3か月)の4種があり、昭和42年度から平成9年度末までに1,098名を派遣。 なお、平成8年4月の日米首脳会談の合意に基づき、米国への派遣研修については、平成9年度から計画的に拡充。 (平成8年度より研修成果の発表公演等も実施)	1年派遣 66名 2年派遣 12名 3年派遣 2名 特別派遣 42名 研修成果の発表
芸術インターンシップ	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、アートマネジメント分野の新進芸術家等に日本国内の専門研修施設での研修のほか、研修生の創意工夫を活かした研修の機会を提供。研修期間は10か月。(平成3年度～)	64名
海外芸術家招へい研修	我が国において研修を希望する海外の有望若手芸術家を積極的に招へいし、我が国における実技を中心とした高度な研修や、我が国の若手芸術家との交流の機会を提供。研修期間は3か月、6か月、1年の3種。(平成2年度～)	アジア地域 13名 欧州地域 4名 米 国 10名



芸術家在外研修成果の発表
「DOMANI・明日」展
(平成 10 年 1 月 27 日～2 月 15 日)

②芸術家等の顕彰

優れた業績を上げた芸術家等の功績をたたえるため、
各種の顕彰制度が設けられています。

名 称	内 容 等	発 足 年 度
文化勲章	文化勲章は、文化の発展に関し勲績卓絶な者に対し文部大臣が文化功 労者選考審査会の意見を聞いて行う推薦に基づき内閣が決定し、授与。 芸術分野では、美術、文芸、音楽、演劇等が対象。 文化勲章受賞者は、原則として前年度までの文化功労者の中から選ば れる。	昭和12年度
文化功労者	文化功労者制度は、文化の向上発展に関し特に功績顕著な者に終身年 金を支給し、これを顕彰するために設けられたもので、対象分野は文化 勲章と同様。	昭和26年度
日本芸術院	優れた芸術家を優遇顕彰するための栄誉機関。 大正8年に帝国美術院として創設され、その後帝国芸術院に改組され るなどの拡充を経て、昭和22年に現在の名称に変更された。 現在、院長1名と美術、文芸、音楽・演劇・舞踊の各分野からの会員 120名により構成。 また、会員以外の顕著な業績のある者に「恩賜賞」、「日本芸術院賞」 を授与。	大正8年度
文化関係功労者顕彰	文化活動に優れた成果を示し、文化の振興に貢献した者について、文 化庁長官が表彰し、又は感謝状を授与。	昭和61年度
地域文化功労者表彰	全国各地域において、芸術文化の振興、文化財の保護に尽力するなど 地域文化の振興に功績のあった個人及び団体に対し、その功績をたたえ、 文部大臣が表彰。	昭和58年度
芸術選奨	演劇、映画、音楽、舞踊、文学、美術、古典芸術、放送、大衆芸能、 評論等の10分野において、その年に優れた業績をあげ、新生面を開いた 者に、芸術選奨文部大臣賞及び芸術選奨新人賞を授与。	昭和25年度
芸術作品賞	媒体芸術の分野における芸術活動の水準向上とその発展に資すること を目的に、レコード分野におけるその年の優れた作品に、文部大臣が芸 術作品賞を授与。	昭和60年度
優秀映画作品賞	日本映画の質的向上と発展を図るため、優れた作品に文化庁長官が優 秀映画作品賞を授与。	平成2年度
創作奨励賞	舞台芸術各分野において独創的な優れた舞台芸術創作作品を広く募り、 優秀作品に、文化庁長官が創作奨励賞を授与。	昭和53年度
優秀美術作品買上	美術作家の創作意欲を高めるため、新人作家等の絵画や彫刻等の優秀 作品を買い上げ、文化庁主催地方巡回展で公開するほか、国立美術館に おいて収集・展示。	昭和34年度

(5) 芸術祭

芸術祭は、広く一般に内外の優れた芸術作品を鑑賞
する機会を提供するとともに、芸術の創造とその発展
を図ることを目的に、昭和21年以来、毎年秋に開催さ
れています。

平成9年度は、演劇を主要なテーマとして、「戦後
一幕物傑作選」等の主催公演のほか、アジアから現代

舞台芸術を招へいして、我が国の芸術家・芸術団体と
の共演を行う「アジア・アート・フェスティバル」を
実施しました。また、演劇、音楽、舞踊、演芸の4部
門の参加公演や、テレビ、ラジオ部門の参加作品の中
から優れた公演・作品に対して芸術祭大賞、演芸祭優
秀賞、芸術祭新人賞が授与されました。

● 平成9年度実施内容

○主演公演	「日本音楽への招待」(国際音楽の日記念) ＜アジア・アート・フェスティバル＞「音楽劇 月の夜の物語」など計7公演を実施			
○参加公演	演劇、音楽、舞踊、演芸部門計124公演参加 ※授賞内訳			
		大 賞	優秀賞	新人賞
	演 劇	1	3	1
	音 楽	1	3	1
	舞 踊	1	3	1
	演 芸	1	3	1
	計	4	12	4
○参加作品	放送部門計88作品参加 ※授賞内訳			
		大 賞	優秀賞	放送個人賞
	テ レ ビ ド ラ マ	1	3	0
	テレビドキュメンタリー	0	4	0
	ラ ジ オ ド ラ マ	0	2	0
	ラジオドキュメンタリー	1	1	0
	計	2	10	0
○協賛公演	演劇—14、音楽—10、舞踊—7、演芸—12 計43公演			



芸術祭第52回演劇部門大賞(平成9年10月)劇団青年座公演「見よ、飛行機の高く飛べるを」

(6) 芸術文化振興基金

芸術文化振興基金は、芸術・文化の振興又は普及を図る活動に対する援助を継続的・安定的に行うため、平成2年3月に創設され、政府出資金500億円と民間からの寄付

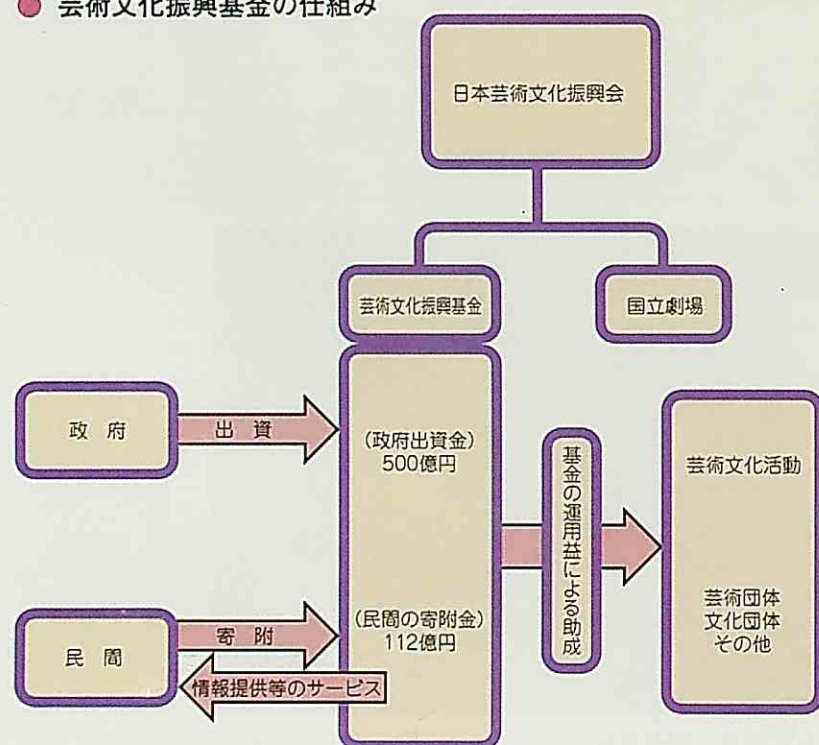
金約112億円の計約612億円を原資として、その運用益をもって次のような多種多様な芸術文化団体等の活動を助成しています。

● 平成10年度助成対象分野別採択状況

(平成10年4月現在)

助 成 対 象 分 野		応 募 件 数	採 択 件 数	助成金交付額
〔舞台芸術等の活動〕	現代舞台芸術創造普及活動	504件	202件	6億1,600万円
	〔音 楽〕	147件	58件	2億8,500万円
	〔舞 踊〕	83件	35件	5,300万円
	〔演 劇〕	274件	109件	2億7,800万円
	伝統芸能の公開活動	67件	30件	9,400万円
	美術の創造普及活動	82件	34件	4,100万円
	先駆的・実験的芸術創造活動	237件	94件	1億800万円
〔映画の製作活動〕	芸術の国際共同・交流活動	47件	19件	9,650万円
	小 計	937件	379件	9億5,550万円
	長編映画（第1回募集分）	5件	1件	2,500万円
	短編映画（第1回募集分）	10件	2件	1,000万円
	こども向けテレビ用アニメーション映画（第1回募集分）	2件	0件	0
	小 計	17件	3件	3,500万円
〔地域文化関係の活動〕	地域文化施設公演・展示活動	272件	188件	1億7,830万円
	アマチュア等の文化団体活動	319件	226件	1億4,575万円
	小 計	591件	414件	3億2,405万円
〔文化財関係の活動〕	歴史的集落・町並み保存活用活動	13件	13件	1,570万円
	民俗文化財の保存活用活動	31件	29件	2,000万円
	伝統工芸技術・文化財保存技術の保存伝承等活動	12件	10件	3,430万円
	小 計	56件	52件	7,000万円
合 計		1,601件	848件	13億8,455万円

● 芸術文化振興基金の仕組み



芸術文化振興基金
シンボルマーク



芸術を限りないパワーで、力強く未来に向かって育成する。このイメージをARTの頭文字のAと、無限大の記号というエレメントで構成したシンボルマークです。

色彩は新しい時代の知性と、深い伝統の心を温かいブルーで表現しました。

福田繁雄（グラフィック・デザイナー）

(7) 民間による芸術文化活動への支援

① 企業等による文化活動への支援（メセナ活動）

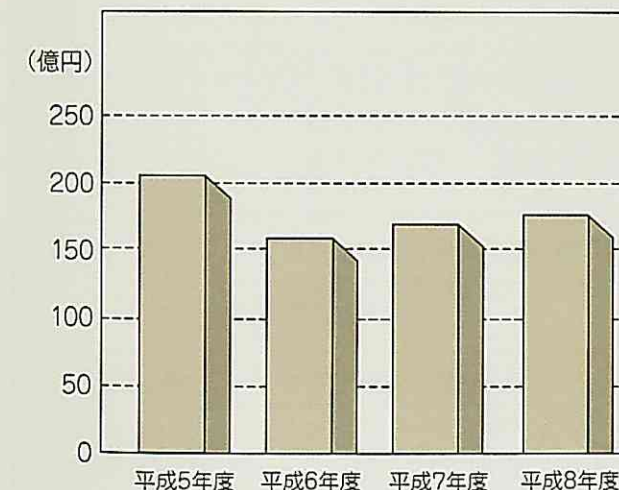
近年、企業の社会貢献意識の高まりに加えて、経済の発展には文化の側面が不可欠との認識が強まっていることを背景に、自ら芸術文化事業を実施したり、芸

術文化活動を支援するなど、メセナ活動を行う民間企業が増えています。

メセナ活動の形態

- ① 芸術文化関係の財団の設立や公益信託の設定に対する出資
- ② 芸術文化団体の活動に対する寄附、宣伝広告の一環としての協賛・協力
- ③ 美術館や劇場、ホールなど文化施設の整備
- ④ 音楽会や展覧会等の芸術文化イベントの開催
- ⑤ 芸術文化活動の場としての自社施設や自社機器材の提供
- ⑥ 社員の社会貢献活動への参加の支援

◆ 企業メセナの実施状況（図-16）



◆ 資金援助総額（図-17）



② メセナ活動への活性化

企業のメセナ活動を支援するため、平成2年4月に文部省所管法人として社団法人企業メセナ協議会が設立されました。

企業メセナ協議会は特定公益増進法人に認定され、同協議会が認定した芸術文化団体の活動に対する寄付金に税制上の優遇措置が適用されることになっています。

③ 助成型財団による支援

民間企業が基本財産を出資し、さまざまな芸術文化活動に対し助成を行う財団（助成型財団）が近年増えています。文化庁では、これら相互の連携と国や関係機関との協力により助成事業の一層の充実を図るため、昭和63年に芸術文化助成財団協議会を設立した。平成10年3月現在、23法人が加盟しています。

Ⅲ 地域における文化の振興

近年、心の豊かさを求める国民の意識が高まるなかで人生にゆしみと潤いをもたらすものとして、文化に対する関心がますます高まっています。こうした気運を背景として、文化庁では、優れた芸術文化に身近に接することができ、地域に根づいた芸術文化活動が活

発に行われるようにするため、平成6年7月、地域文化振興課を新設し、地域における個性豊かな芸術文化の振興、文化の国際交流の促進、文化を支える人材の育成など地域における芸術文化の創造、蓄積や発信を促進しています。

(1) 地域における文化の振興のための施策の概要

施 策	内 容	平成10年度予算額
① 文化のまちづくり事業	地域の文化的遺産、風土等を活かしながら、地域に根ざした特色ある芸術文化を創造するとともに、優れた芸術文化を身近に鑑賞できるようにすることを通じたまちづくりを支援している。	7億2,663万円
② アーティスト・イン・レジデンス事業	国内外の芸術家がある地域に一定期間滞在し、創作活動等を通じて芸術家相互及び地域との交流を深め、高度で独創性にあふれた芸術文化の創造の契機となるとともに地域文化の振興に資することを目的として実施している。	1億182万円
③ 国民文化祭	国民一般が行っている各種の文化活動を全国的な規模で一堂に集め、相互に競演、交流、発表する場として都道府県等との共催で開催している。	2億1,166万円
④ 全国高等学校総合文化祭	高等学校における芸術文化活動の振興に資することを目的として、高校生の文化活動の全国的な発表の場として、全国高等学校文化連盟、都道府県との共催により実施している。	2,964万円
⑤ 国立博物館・美術館巡回展	各国立博物館・美術館の所蔵作品を効果的に活用し、地域住民への鑑賞機会を提供するとともに、近代・現代美術の振興と文化財保護の啓蒙普及を図るためテーマを決めて巡回展を実施し、また、公演会、シンポジウムを実施する。	6,738万円
⑥ 芸術情報プラザ	公立文化会館が自らの企画により優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供できるよう、公立文化会館に対し、芸術家・芸術団体に関する各種の情報を提供している。	6,646万円
⑦ 芸術鑑賞教室等	優れた舞台芸術を各地域に派遣して、広く国民に鑑賞する機会を提供する等のため、次の5種類の事業を実施している。 ①優れた舞台芸術に触れる機会を小学校、中学校、高等学校の学校教育の場において提供する「舞台芸術ふれあい教室」 ②10～13歳を対象とする「こども芸術劇場」 ③14～19歳を対象とする「青少年芸術劇場」 ④広く国民一般を対象とする「移動芸術祭」 ⑤「国際音楽の日」記念事業	11億2,520万円
⑧ 各種人材育成事業	文化施設等の運営の円滑化を図るため、職員等の人材育成のための事業を実施している。 ①キューレーター研修 ②アートマネジメント研修会 ③公立文化施設技術職員研修会	988万円 (※)

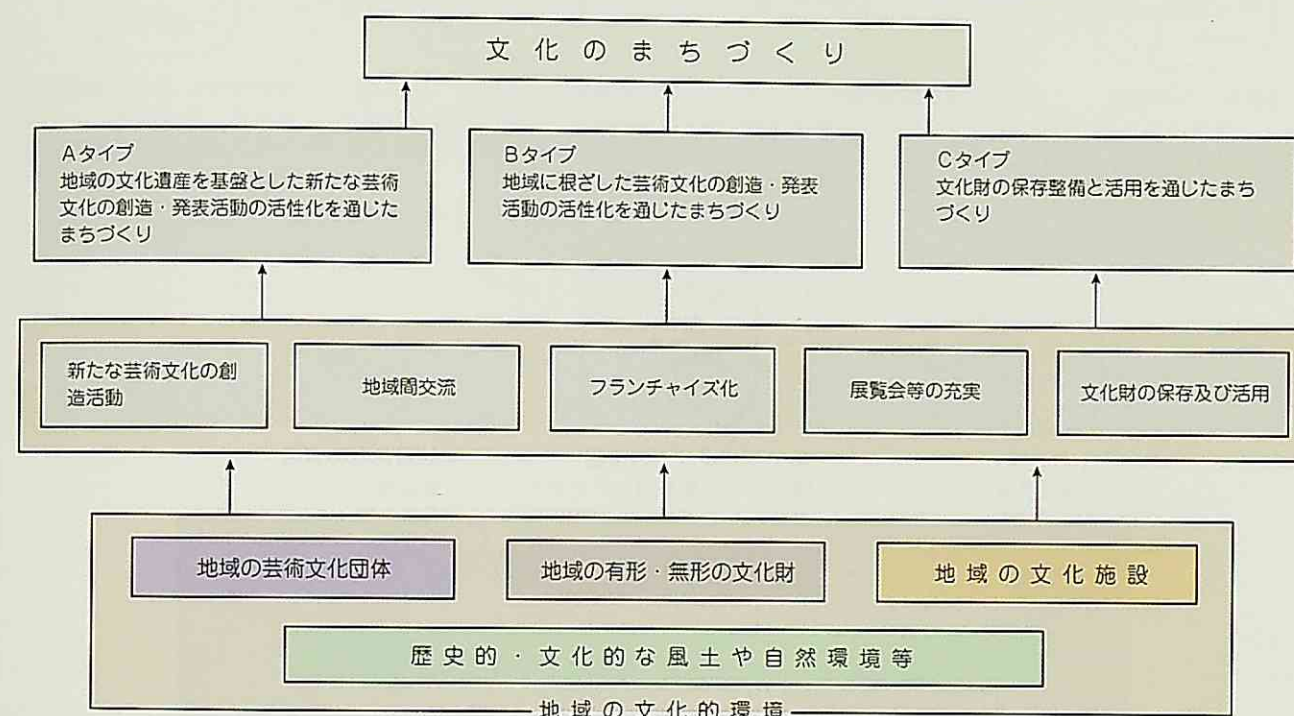
※アートマネジメント研修会及び公立文化施設技術職員研修会については、平成10年度から芸術情報プラザ事業として実施することとしており、芸術情報プラザ事業分として総額6,646万円を計上している。

(2) 地域における芸術文化の創造活動の促進

● 文化のまちづくり事業

文化のまちづくりでは、このような事業を支援します。

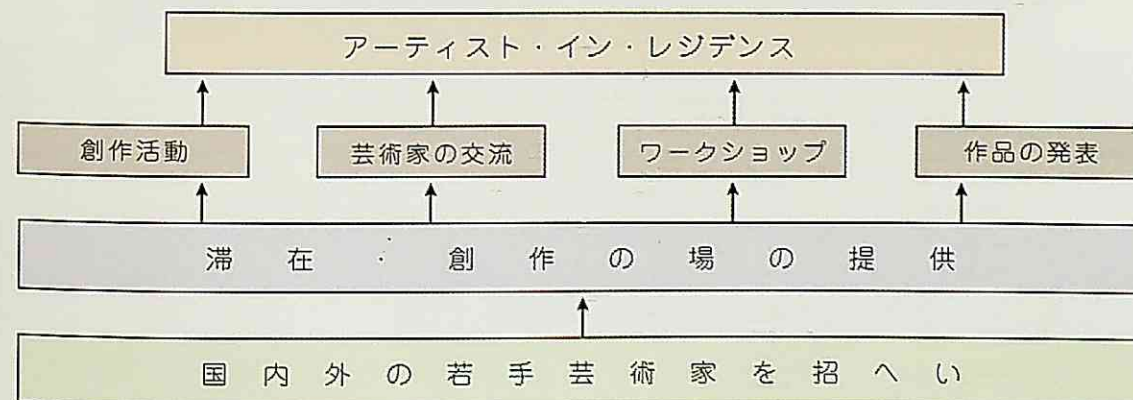
- ① 新たな芸術文化の創造活動
- ② 地域の文化施設を活動拠点とする優れた芸術団体の育成
- ③ 芸術文化の地域間交流
- ④ 地域の美術館等における企画展、公募展等の充実
- ⑤ その他継続的で、特色のある芸術文化活動



● アーティスト・イン・レジデンス事業

アーティスト・イン・レジデンスでは、次のような事業を支援します。

- ① 国内外からの招へい芸術家による創作及び発表活動
- ② 招へい芸術家による地域住民に対するワークショップの実施
- ③ 対象分野：音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術、絵画、陶芸、彫刻、写真、文芸等



(3) 芸術情報プラザ

芸術情報プラザは、芸術家・芸術団体の公演情報資料の作成など情報提供事業の実施、アートフェア（舞台芸術見本市）の開催のほか、各地域の公立文化会館

が企画する自主的な舞台芸術公演に關して的確なアドバイスを打てるアドバイザーを設置するなど地域における芸術文化活動の支援を行っています。

芸術情報プラザの主な活動



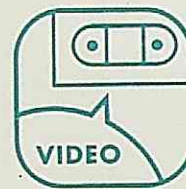
●プラザネットの運営
パソコン通信ネットワーク「芸術情報プラザネット」を運営し、円滑な情報交換を行います。



●情報誌の発行
公立文化施設に関する様々な情報、芸術家・芸術団体のホットな情報等を掲載した情報誌を発行します。



●資料コーナー
芸術家・芸術団体のチラシ、パンフレットなどの資料を展示します。



●ビデオによる公演情報
芸術家・芸術団体による具体的な公演内容のビデオを閲覧できます。ビデオ制作も行います。



●アートフェア
（舞台芸術見本市）
文化施設と芸術家・芸術団体の皆様が直接情報交換を行うことができるアートフェア（舞台芸術見本市）を開催します。



●アドバイザーの設置
専門的な知識を持つアドバイザースタッフをプラザ内に置き、ご相談に応じて、適切なアドバイスを打います。



●公演企画の支援
公演企画がよりスムーズに行えるよう仲介や支援をします。

芸術情報プラザ（社団法人 全国公立文化施設協会）

JR上野駅から徒歩5分、営団地下鉄稲荷町駅から徒歩2分 東京都台東区東上野5-2-2 日本生命東ビル6F
TEL 03-3845-7591 開設時間 AM 10:00～PM 4:00（土・日・祝日は休業）

(4) 芸術鑑賞機会の充実

●舞台芸術ふれあい教室

舞台芸術ふれあい教室は、「心の教育」を進めるため、小学校、中学校及び高等学校の学校教育現場において、優れた舞台芸術に触れるとともに子ども達自身

が参加する機会を提供するもので、事業の内容は次のとおりです。

対象	小学生、中学生及び高校生
会場	学校の体育館等
公演種目	合唱、オーケストラ、音楽劇、文楽、演劇、舞踊（邦楽を含む）
公演方法	○実施団体による事前の実演指導及び鑑賞指導 ○芸術団体と児童、生徒との共演及び舞台芸術の鑑賞 ○学校行事の中の学芸的行事等、学校教育活動として位置付ける
平成9年度公演実績	小学校 10回 中学校 50回 高等学校 13回

●各種巡回事業

文化庁主催の巡回公演は、日本全国に質の高い舞台芸術鑑賞の機会を提供することにより舞台芸術の普及

と向上を図り、各地域における芸術文化の調和ある発展を進めるもので、事業の内容は次のとおりです。

区分	こども芸術劇場	青少年芸術劇場	移動芸術祭
対象	10歳～13歳 ※小学生（高学年） 中学1～2年生	14歳～19歳 ※中学2年生以上	一般
公演種目	オーケストラ、音楽劇、合唱、バレエ、演劇 【計5種目】	オーケストラ、オペラ、バレエ、新劇、歌舞伎、能楽、文楽、寄席芸能、邦楽・邦舞 【計9種目】	オーケストラ、オペラ、新劇、バレエ、ミュージカル、文楽、歌舞伎、邦楽・邦舞、能楽、モダンダンス、寄席芸能 【計11種目】
平成9年度公演実績	34回	27回	86回



平成9年度舞台芸術ふれあい教室

(5) 国民文化祭

国民文化祭は、全国各地で国民一般の行っている各種の文化活動を全国的規模で発表し、競演し、交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを狙いとした祭典です。

国民文化祭の事業には、文化庁、開催都道府県、開催市町村及び文化団体等の共催による主催事業と、国民文化祭の趣旨に賛同した地方公共団体等が実施する共催事業があります。

●第12回国民文化祭の概要（平成9年10月25日～11月3日・香川県）

1 主催事業	○総合フェスティバル	・オープニングパレード ・開会式・オープニングフェスティバル ・閉会式・グランドフィナーレ
	○シンポジウム	・祈りの道と文化 ・水と文化 ・21世紀を創造する地域文化
	○分野別フェスティバル	<音 楽> ・吹奏楽フェスティバル ・オーケストラの祭典 <文 芸> ・文芸祭 ・全国映像祭 <演 劇> ・演劇祭 <美 術> ・美術展 <伝統芸能> ・アジア民俗芸能祭 ・邦楽祭 <生活文化> ・生活文化総合フェスティバル ・茶・華道祭 <舞 踊> ・洋舞フェスティバル ・ジャズダンスフェスティバル <文化一般> ・瀬戸内こどもフェスティバル
2 協賛事業	18都県において、コンサート、美術展など262の事業が第12回国民文化祭協賛事業として実施された	

●開催実績及び開催予定県

回（年度）	都道府県名	開催期間	回（年度）	都道府県名	開催期間
第1回（S61）	東京都	61. 11.22～12. 1	第11回（H 8）	富山県	8. 9.28～10. 7
第2回（S62）	熊本県	62. 10. 2～10.11	第12回（H 9）	香川県	9. 10.25～11. 3
第3回（S63）	兵庫県	63. 10.22～11. 3	第13回（H10）	大分県	10. 10.17～10.26
第4回（H元）	埼玉県	元. 11. 2～11.12	第14回（H11）	岐阜県	11. 10.23～11. 3
第5回（H 2）	愛媛県	2. 10.19～10.28	第15回（H12）	広島県	12. 11. 3～11.12
第6回（H 3）	千葉県	3. 11.16～11.25	第16回（H13）	群馬県	13. 11. 3～11.11
第7回（H 4）	石川県	4. 10.24～11. 3	第17回（H14）	鳥取県	未 定
第8回（H 5）	岩手県	5. 10. 8～10.17	第18回（H15）	山形県	未 定
第9回（H 6）	三重県	6. 10.22～10.30	第19回（H16）	福岡県	未 定
第10回（H 7）	栃木県	7. 10.27～11. 5	第20回（H17）	福井県	未 定



第12回国民文化祭・かがわ'97「開会式・オープニングフェスティバル」

IV 国語に関する施策

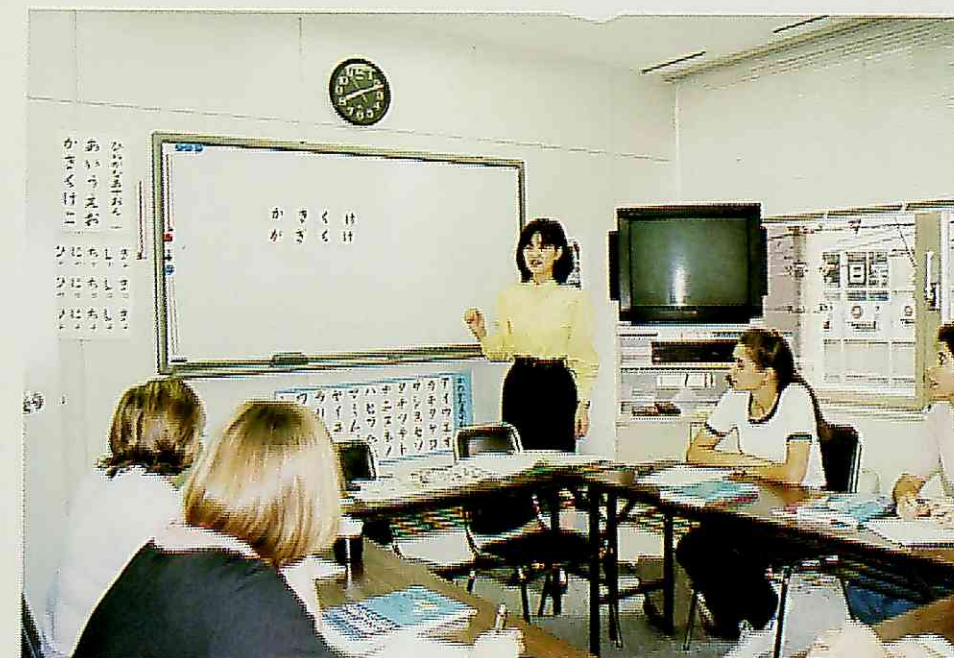
(1) 国語施策の改善

現在使われている「常用漢字表」、「現代仮名遣い」などは、昭和56年から平成3年にかけての国語審議会答申に基づいて定められたものですが、漢字使用の「目安」、仮名遣いの「よりどころ」といった緩やかで弾力的な性格のものとなっています。

平成5年11月には、「新しい時代に応じた国語施策の在り方について」諮問がなされ、これを受けて国語審議会では現在、「言葉遣いに関すること」、「情報化への対応に関すること」、「国際社会への対応に関すること」を中心に審議しています。

●国語審議会の主要な答申と実施状況

諮問当時の内閣告示・訓令 (昭和41年6月)	答 申	現行の内閣告示・訓令
当用漢字表（昭21.11） 当用漢字音訓表（昭23. 2） 当用漢字字体表（昭24. 4）	常用漢字表 (昭56. 3)	常用漢字表 (昭56.10)
送りがなのつけ方 (昭34. 7)	改定送り仮名の付け方 (昭47. 6)	送り仮名の付け方 (昭48. 6)
現代かなづかい (昭21.11)	改定現代仮名遣い (昭61. 3)	現代仮名遣い (昭61. 7)
その他上記に関連 する事項	外来語の表記 (平 3. 2)	外来語の表記 (平 3. 6)



外国人に対する日本語授業風景（写真提供 国際日本語普及協会）

(2)外国人等に対する日本語教育の推進

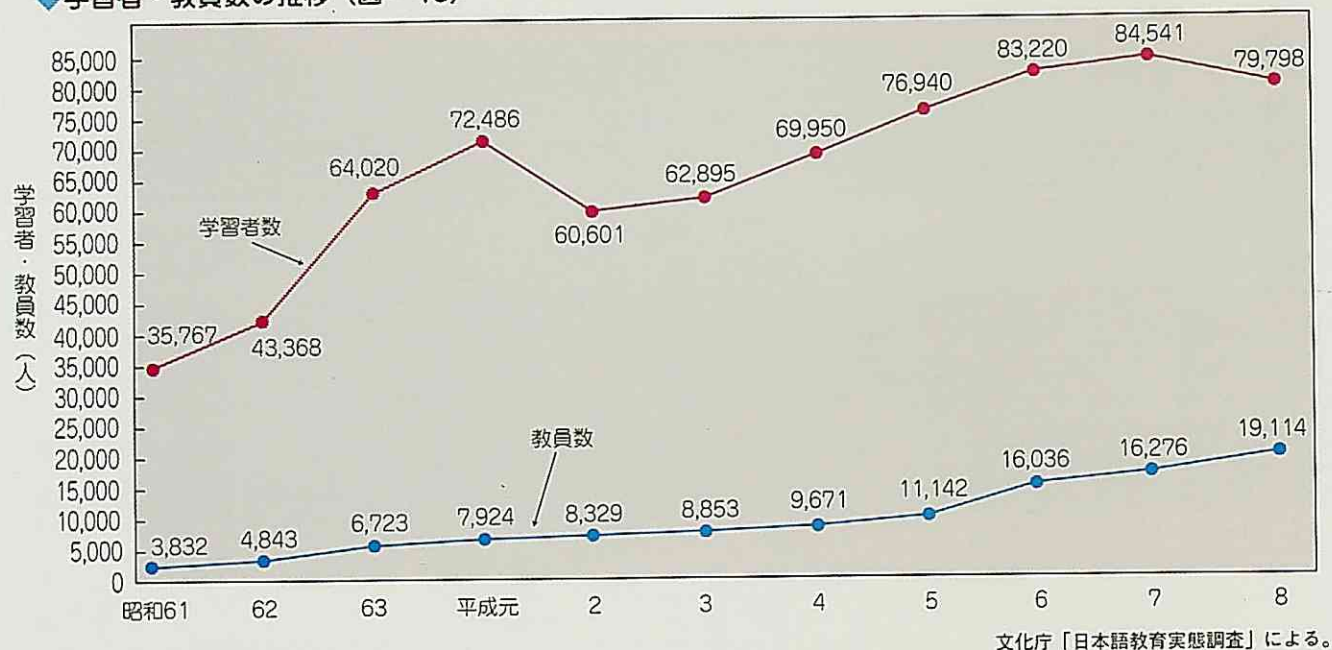
国内における日本語学習者数等は（図一18、19）のような推移となっています。また、海外においては、平成5年度現在で約162万人が日本語を学習しています（外務省調べ）。

国の内外を問わず、日本語学習を望む者や内容が多様化してきている状況にかんがみ、従前の日本語教育施策を充実するとともに、教育内容・教育方法の改善・充実を図るための調査研究を行っています。

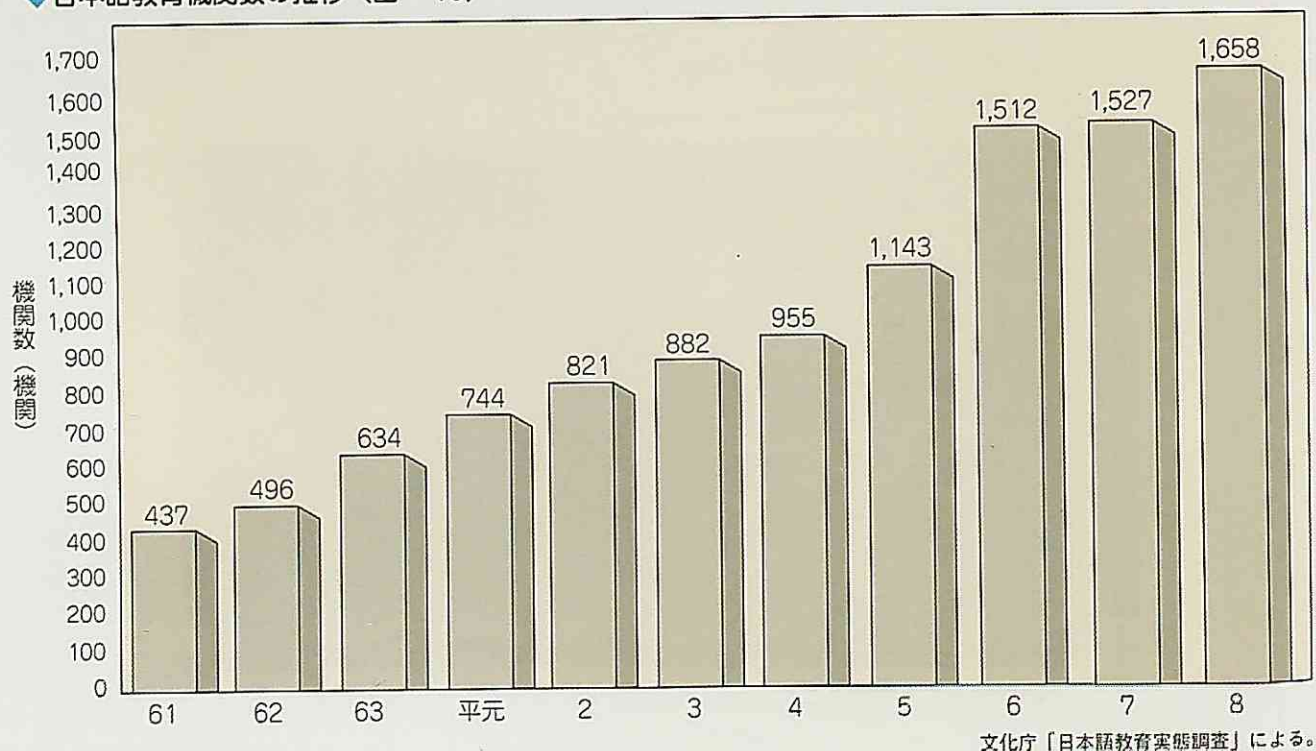
また、国立国語研究所日本語教育センターにおいて、

日本語教員に対する研修やより良い教材の開発など日本語教育に関する研究等を行っています。なお、文部省では、留学生に対する日本語教育をはじめ、国立大学における日本語教員の養成、外国人日本語能力試験や日本語教育能力検定試験の実施、日本語教育施設の質的向上を図るほか、公立学校の教員を日本語指導教員として海外に派遣する事業（REXプログラム）を行うなど、日本語教育振興のための諸施策を講じています。

◆学習者・教員数の推移（図一18）



◆日本語教育機関数の推移（図一19）



V 著作権制度の概要

(1) 我が国の著作権制度

著作権制度は、文芸、音楽などの著作物の著作者に対して、その人格的又は財産的利益の保護を図るとともに、文化的所産たる著作物を人々が適切に享受することにも配慮しつつ、文化の発展に寄与することを目

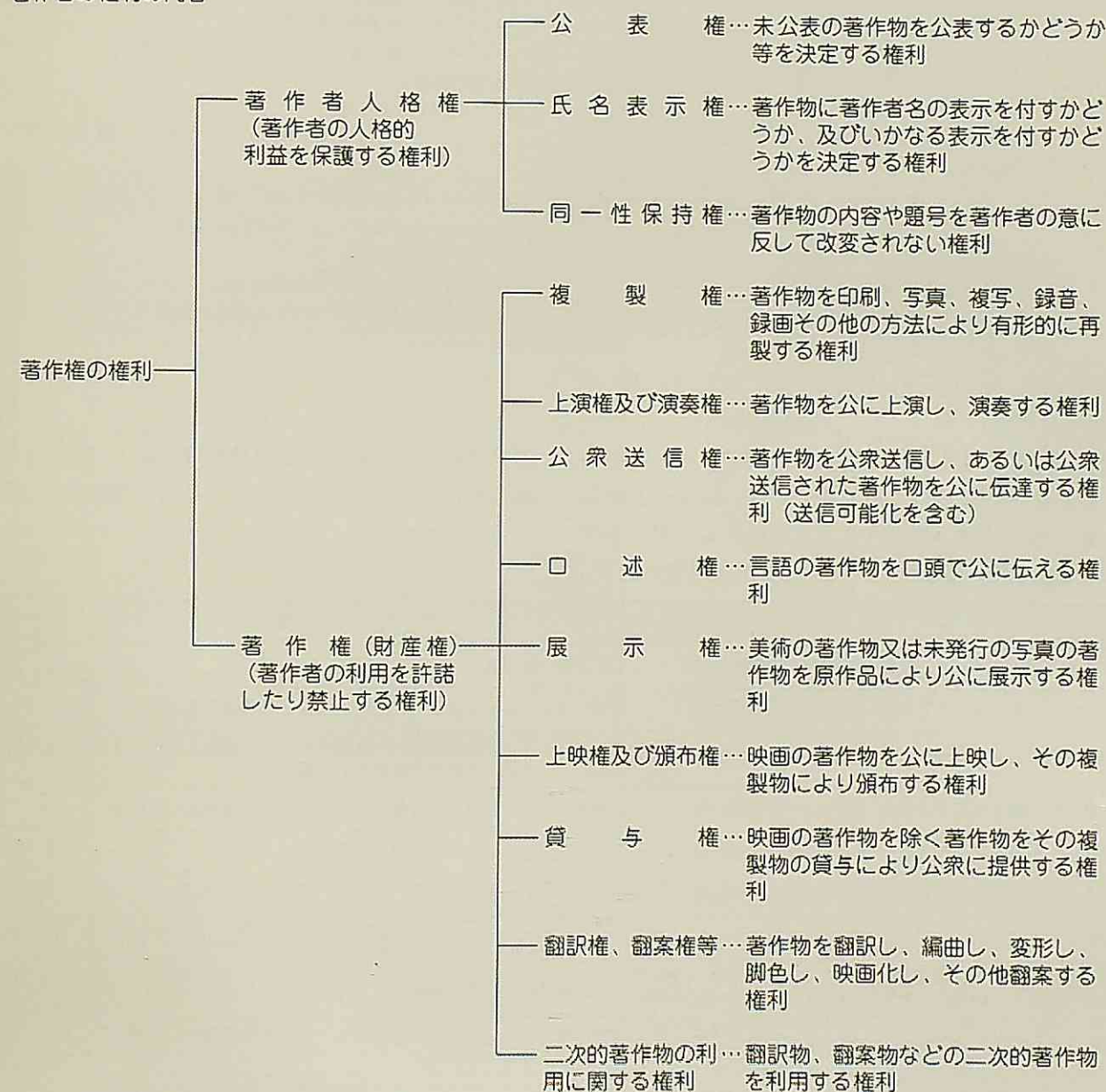
的としています。

文化庁では、近年の技術革新等による新しい著作物利用手段の発展、普及などに対応して、逐次、時代に適合した著作権制度の整備改善に努めています。

① 著作者の権利

著作物	小説、音楽、美術、映画、コンピュータ・プログラム等
著作者	著作物を創作した者
著作者の権利の発生	著作者の権利は、著作物を創作した時点で発生する（無方式主義）。
著作権の保護期間	原則として、著作者の死後50年間

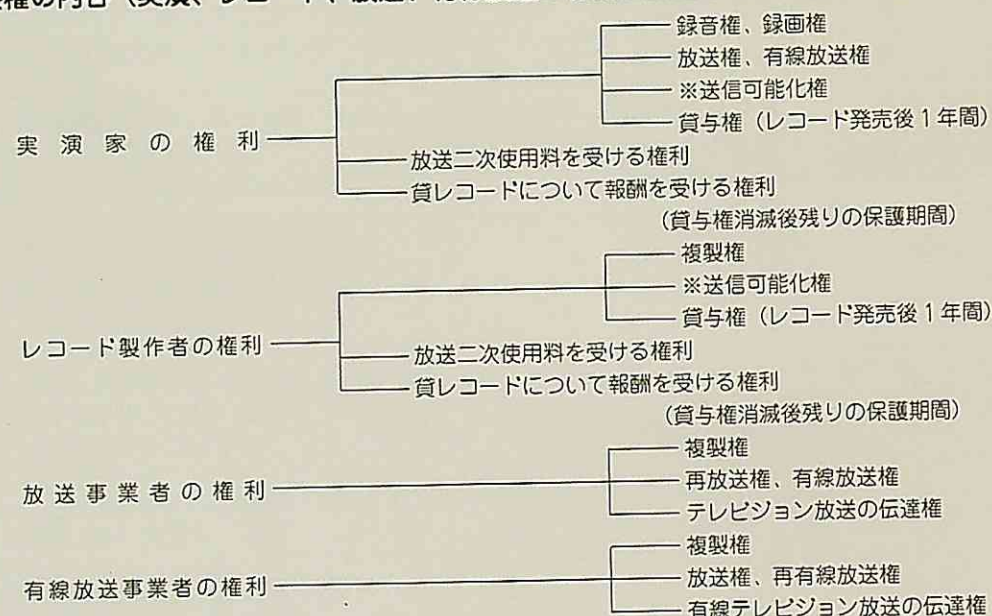
著作者の権利の内容



② 著作隣接権

著作隣接権	著作物を公衆に伝達する者に与えられる権利
著作隣接権の発生	著作隣接権は、実演、放送、有線放送を行った時点及びレコードに音を収録した時点で発生する(無方式主義)。
著作隣接権の保護期間	実演・放送の行われたとき、レコードに音が収録されたときから50年間

著作隣接権の内容(実演、レコード、放送、有線放送の利用を許諾したり禁止する権利)



(2) 最近の著作権法の主な改正

我が国の著作権法は、明治32年に制定され、昭和45年に全面改正されましたが、最近では、レコードレンタル業の出現、コンピュータ・プログラム、データベースなどの新しい保護対象の出現、海賊版対策の強化、

デジタル方式の複製などの技術革新などに伴う社会情勢の変化に対応して、次のような著作権制度の改善を行っています。

法 律 名	改 正 の 概 要	施 行
著作権法の一部を改正する法律(昭和59年法律第46号)	貸与権の創設等	60. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律(昭和60年法律第62号)	コンピュータ・プログラムの著作権法上の保護の明確化等	61. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律(昭和61年法律第64号)	データベースの著作権法上の保護の明確化、有線送信に関する規定の整備、有線放送事業者の保護等	62. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律(昭和63年法律第87号)	海賊版に関する規定の整備、著作隣接権の保護期間の延長等	63.11.21
著作権法の一部を改正する法律(平成元年法律第43号)	実演家保護条約の締結に伴う規定の整備	元.10.26
著作権法の一部を改正する法律(平成3年法律第63号)	レコードの保護強化等	4. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律(平成4年法律第106号)	私的録音録画に係る補償金制度の導入	5. 6. 1
著作権法及び万国著作権法条約の実施に伴う著作権法の特例に関する法律の一部を改正する法律(平成6年法律第112号)	世界貿易機関協定の締結に伴う規定の整備	8. 1. 1
著作権法の一部を改正する法律(平成8年法律第117号)	著作隣接権の保護対象の適時的拡大、写真の著作物の保護期間の延長等	9. 3.25
著作権法の一部を改正する法律(平成9年法律第86号)	インタラクティブ送信に係る権利の創設、同一構内での有線送信に係る権利の拡大、送信に関する規定の整備	10. 1. 1

VI 宗教法人と宗務行政

(1) 宗務行政の推進

宗教法人制度の適正な運用と、宗教法人の適正な管理運営を確保するため、文化庁では以下のような事業を行っています。

事 業	内 容
宗教法人法の施行に関すること	宗教法人の設立、規則の変更、合併、解散の認証など
宗教法人の管理運営の指導	都道府県における宗教行政事務、担当者の研修会、包括宗教法人のための研究会等の実施、指導書の作成など
宗教関係資料の収集・提供	宗教年鑑、宗務時報など、宗教に関する統計資料の収集、作成、提供。宗教事情の調査など
宗教法人審議会	宗教法人に対する不利益処分の審査その他の認証等について調査審議する機関

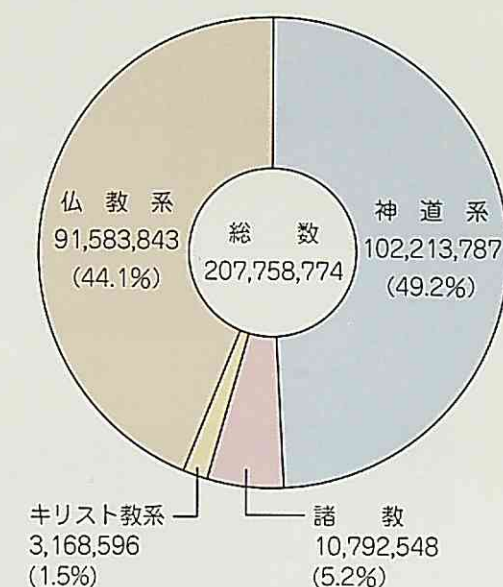
● 宗教法人数

(平成8年12月31日現在)

所 轄	区 分	包 括 宗教法人	単 位 宗教法人	合 計
文 部 大 臣	神 道 系	143	80	223
	仏 教 系	157	200	357
	キリスト教系	58	206	264
	諸 教	30	53	83
	計	388	539	927
都 道 府 県 知 事	神 道 系	7	85,521	85,528
	仏 教 系	11	77,612	77,623
	キリスト教系	8	3,754	3,762
	諸 教	1	16,045	16,046
	計	27	182,932	182,959
合 計		415	183,471	183,886

● 我が国の信者数

(平成8年12月31日現在)



単 位 宗 教 法 人	神社、寺院、教会などのように礼拝施設を備える法人 包括宗教法人の傘下にある「被包括宗教法人」と傘下でない「単立宗教法人」がある
包 括 宗 教 法 人	宗派、教派、教団のように神社、寺院、教会などを傘下に持つ法人

(2) 宗教法人法の一部改正

社会の変化に対応して所轄庁がその責任を果たせるようにし、また、宗教法人の管理運営の民主性と透明性を高めて、宗教法人制度のより適正な運用を確保す

るため平成7年12月に宗教法人法について最小限度の改正を行い、平成8年9月に全面施行されました。
主な改正点は以下のとおりです。

改 正 点	概 要
所轄庁の変更 (第5条関係)	他の都道府県に境内建物を備える宗教法人及び当該宗教法人を包括する宗教法人の所轄庁を文部大臣とする。
事務所備付け書類の見直し、 所轄庁への提出 (第25条関係)	・宗教法人は、新たに毎年度定期的に収支計算書を作成しなければならない。(ただし、作成義務が免除される法人がある) ・宗教法人は、毎会計年度終了後4月以内に、役員名簿、財産目録、収支計算書(作成している場合)、貸借対照表(作成している場合)、境内建物に関する書類、事業に関する書類の写しを所轄庁に提出しなければならない。
信者その他の利害関係人の 閲覧 (第25条関係)	宗教法人は、信者その他の利害関係人であって、事務所備付け書類を閲覧することについて正当な利益があり、かつ、閲覧請求が不当な目的なものでないと認められる者から請求があったときは、備付け書類を閲覧させなければならない。
所轄庁の報告徴収及び質問 (第78条の2 関係)	所轄庁は、宗教法人が公益事業以外の事業の停止命令、認証の取消し、解散命令の請求の要件に該当する疑いがあると認めるときは、あらかじめ宗教法人審議会の意見を聞いて、宗教法人の業務等の管理運営に関する事項に関し、報告を求め、又は職員に質問させることができる。

VII 文化財の保存と活用

文化財は、我が国の歴史や文化を正しく理解するためにはなくてはならないものと同時に、将来の文化の向上発展の基礎となるものであり、このような国民的財産である文化財の適切な保存・活用を図ることは大変重要なことです。

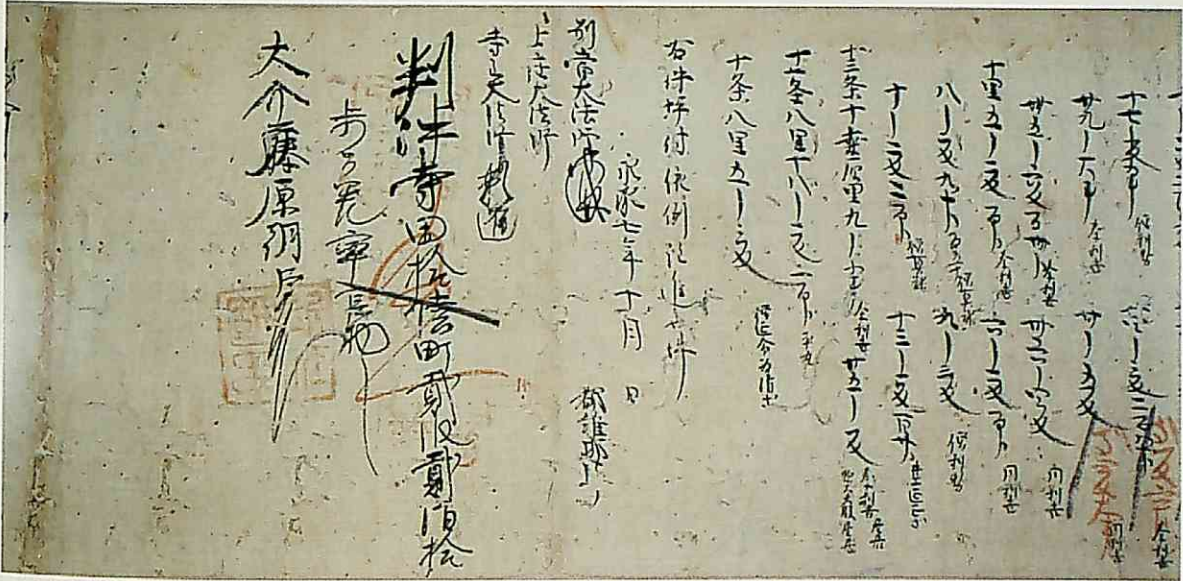
このため、国は、文化財保護法に基づき、文化財のうち重要なものを指定・選定し、現状変更、修理、輸出などに一定の制限を課す一方、有形の文化財(美術

工芸品、建造物)については保存修理、防災、買上げ等により、また、無形の文化財(芸能、工芸技術)については伝承者養成や記録作成等に対して助成するなど、保存と活用のために必要な様々な措置を講じています。

また、平成8年度には、文化財保護制度を一層充実させるため、文化財保護法を改正し、従来の指定制度に加え、新たに文化財登録制度を導入しました。



国宝「島根県荒神谷遺跡出土品」(文化庁所有)

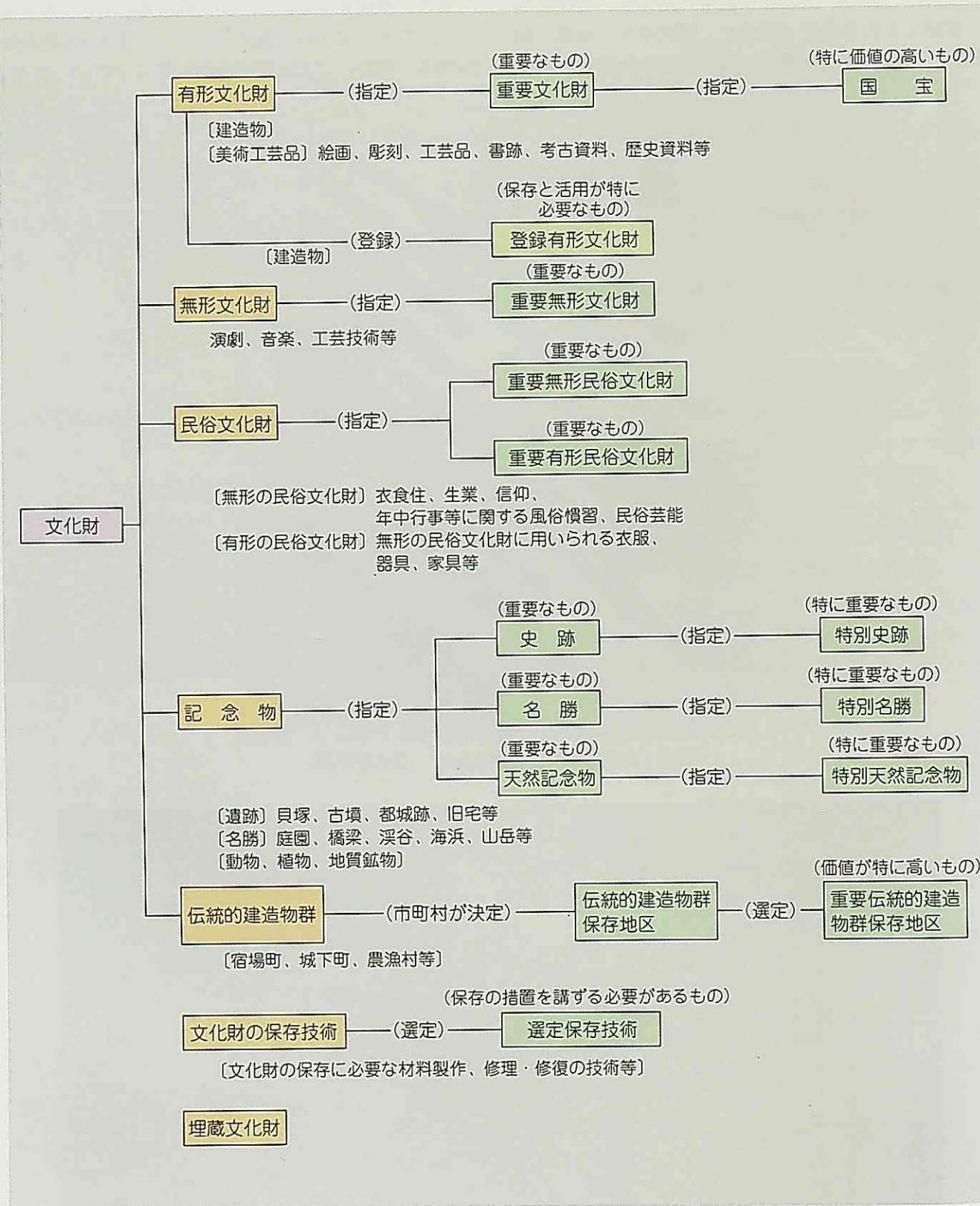


国宝「東大寺文書」(東大寺所有)

(1) 文化財の保護の仕組み

① 文化財保護の体系

文化財の指定・選定及び登録は、文部大臣が文化財保護審議会に諮問し、その答申を受けて行うこととなっています。文化財等を種類ごとに整理すると次のようになります。



② 文化財の指定等件数

(平成10年8月1日現在)

指 定	重要文化財 (美術工芸品) (建造物)	12,078 9,920 2,158	国 宝 (美術工芸品) (建造物)	1,050 841 209
	史跡名勝天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	2,568 1,387 263 918	特別史跡名勝天然記念物 (史 跡) (名 勝) (天然記念物)	157 57 28 72
	重要有形民俗文化財	191		
	重要無形民俗文化財	187		
選 定	重要無形文化財 (芸 能) (工 芸 技 術)	(個人) 32件 (50人) 37件 (49人)	(団体) 11件 13件	
	重要伝統的建造物群 保存地区	49地区		
登 録	登録有形文化財	572		

② 重要無形文化財の保持者

(平成10年8月1日現在)

		種 類		個 人		団 体						
芸 能	舞 臺 演 劇	雅 能 文 歌 組 音 舞 演	楽 楽 楽 伎 踊 楽 踊 芸	0件 7 3 5 0 14 2 1	0人 10 7 9 0 19 3 2	1件 1 1 1 1 6 0 0	1団体 1 1 1 1 6 0 0					
		小 計		32	50	11	11					
		工 芸 技 術	陶 染 漆 金 木 人 撥 手	芸 織 芸 工 工 形 鍵 紙	竹	漉 和	13件 10 3 6 2 2 1 0	13人 12 5 11 5 2 1 0	3件 6 1 0 0 0 0 3	3団体 6 1 0 0 0 0 3		
							小 計		37	49	13	13
							合 計		69	99	24件	24団体

(注) 無形文化財のうち重要なものが重要無形文化財に指定され、これらの技を高度に体現しているものが保持者又は保持団体に認定されている。このうち個人の保持者は「人間国宝」と一般的に呼ばれている。

● 重要伝統的建造物群保存地区

平成10年8月1日現在

- | | |
|----------------|------------------|
| 1 北海道 函館市元町末広町 | 26 兵庫 神戸市北野町山本通 |
| 2 青森 弘前市仲町 | 27 奈良 橿原市今井町 |
| 3 秋田 角館町角館 | 28 島根 太田市大森銀山 |
| 4 福島 下郷町大内宿 | 29 岡山 倉敷市倉敷川畔 |
| 5 千葉 佐原市佐原 | 30 岡山 成羽町吹屋 |
| 6 新潟 小木町宿根木 | 31 広島 竹原市竹原地区 |
| 7 富山 平村相倉 | 32 広島 豊町御手洗 |
| 8 富山 上平村菅沼 | 33 山口 萩市堀内地区 |
| 9 福井 上中町熊川宿 | 34 山口 萩市平安古地区 |
| 10 山梨 早川町赤沢 | 35 山口 柳井市古市金屋 |
| 11 長野 東部町海野宿 | 36 徳島 脇町南町 |
| 12 長野 南木曾町妻籠宿 | 37 香川 丸亀市塩飽本島町笠島 |
| 13 長野 檜川村奈良井 | 38 愛媛 内子町八日市護国 |
| 14 岐阜 高山市三町 | 39 高知 室戸市吉良川町 |
| 15 岐阜 岩村町岩村本通り | 40 福岡 甘木市秋月 |
| 16 岐阜 白川村荻町 | 41 福岡 吉井町筑後吉井 |
| 17 三重 関町関宿 | 42 佐賀 有田町有田内山 |
| 18 滋賀 大津市坂本 | 43 長崎 長崎市東山手 |
| 19 滋賀 近江八幡市八幡 | 44 長崎 長崎市南山手 |
| 20 京都 京都市上賀茂 | 45 宮崎 日向市飫肥 |
| 21 京都 京都市産寧坂 | 46 宮崎 日向市美々津 |
| 22 京都 京都市祇園新橋 | 47 鹿児島 出水市出水麓 |
| 23 京都 京都市嵯峨島居本 | 48 鹿児島 知覧町知覧 |
| 24 京都 美山町北 | 49 沖縄 竹富町竹富島 |
| 25 大阪 富田林市富田林 | |



(2) 文化財登録制度の導入

近年、近代を中心とした多様かつ大量の文化財について、その歴史的重要性の認識が高まるとともに、開発の進展、生活様式の変化等により、これらの文化財が社会的評価を受ける間もなく、消滅の危機にさらされている状況にあります。

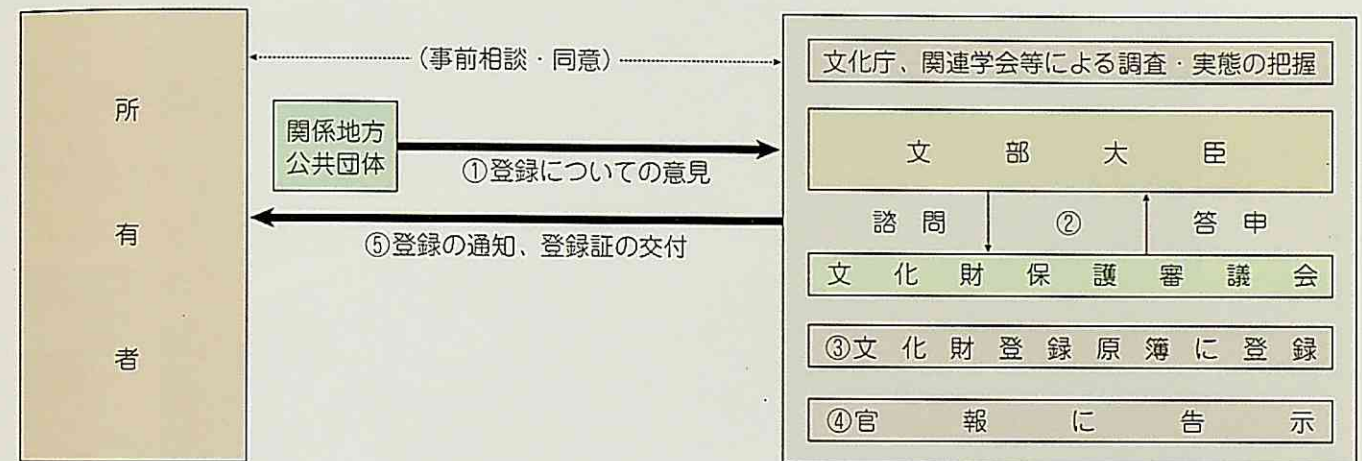
国民の貴重な財産である文化財を幅広く後世に引き継いでいくためには、文化財の保護手法の多様化を図

り、文化財保護制度の充実を図る必要があります。

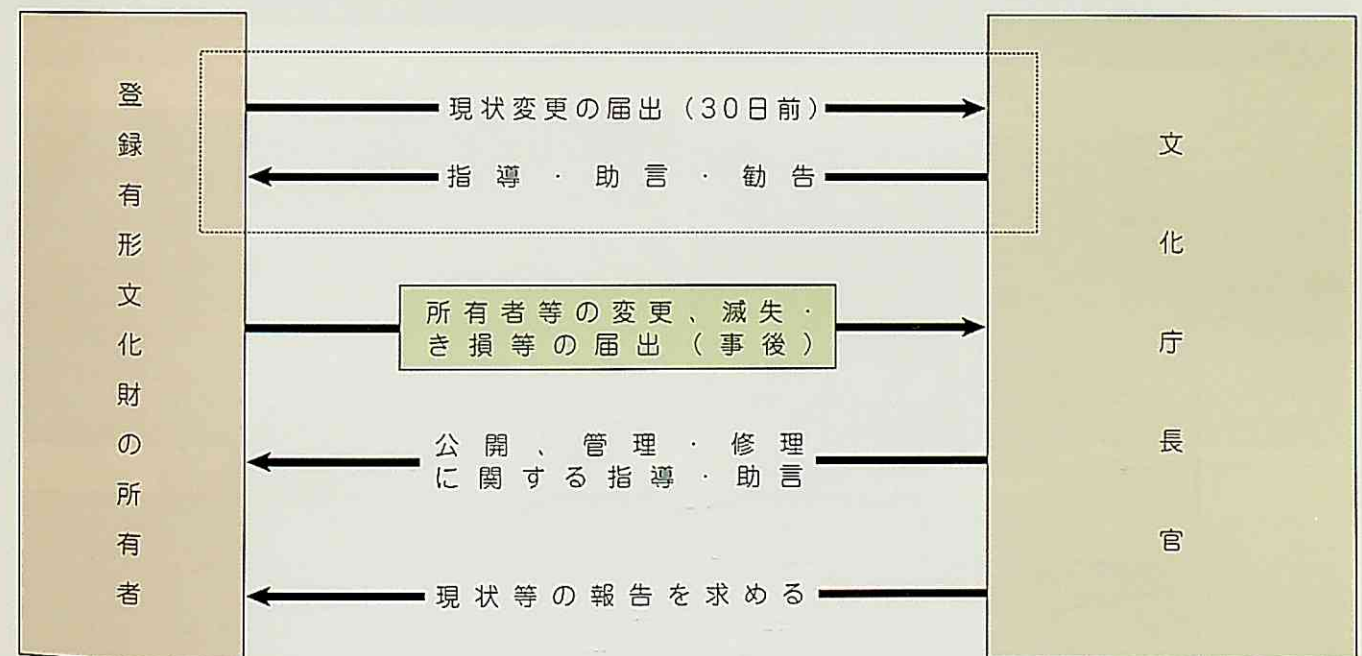
このため、平成8年6月に文化財保護法の一部を改正し、国及び地方公共団体の文化財指定制度を補完する制度として、届出制と指導・助言・勧告を基本とした緩やかな保護措置を講ずる文化財登録制度を建造物について導入しました。

● 文化財登録制度の概要

(1) 登録まで



(2) 登録後



〈支援措置〉

- ・改修のための設計監理費1/2補助
- ・固定資産税(家屋について1/2以内の軽減)
- ・地価税(1/2の軽減)
- ・日本開発銀行等の低利融資

(3) 文化財保護のための施策

① 近代の文化遺産の保存の活用

近年における社会経済情勢の変化に伴い、歴史的な評価が定まらず損壊の危機にある近代の文化遺産の適切な保護を図るために、平成6年9月から、近代の文化遺産の保存と活用のあり方について調査研究を行い、平成8年7月には保護のあり方及び保護を進める

上での重点課題がまとまりました。

これを受け、従来の指定基準を改め、指定の促進を図るとともに、全国的な所在調査を行うなど、近代の文化遺産の保護を行っています。



「富岩運河水閘施設（中島閘門）」（富山県富山市）



「三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱宮原坑施設」（福岡県大牟田市）

② 世界遺産

世界遺産条約は、地球上に存在する様々な文化遺産、自然遺産を世界の全ての人にとってかけがえのない遺産として保護していこうとする考えから、昭和47年にユネスコ総会で採択されました。平成10年5月現在153か国が加盟しており、日本は平成4年に加盟しています。本年は、京都にて世界遺産委員会が開催される

予定です。

世界遺産委員会では、世界各国からの推薦に基づき世界遺産リストを作成しています。日本からは文化遺産として6件が登録され、このほか平成9年度及び10年度に各1件を推薦しました。自然遺産としては2件が登録されています。

●世界遺産一覧表に登録されているもの（平成10年5月現在）

〔文化遺産〕

○法隆寺地域の仏教建造物

○古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）

○姫路城

○白川郷・五箇山の合掌造り集落

○厳島神社

○原爆ドーム

〔自然遺産〕

○白神山地 ○屋久島

●世界遺産一覧表への登録を推薦しているもの

○古都奈良の文化財（平成9年6月推薦）

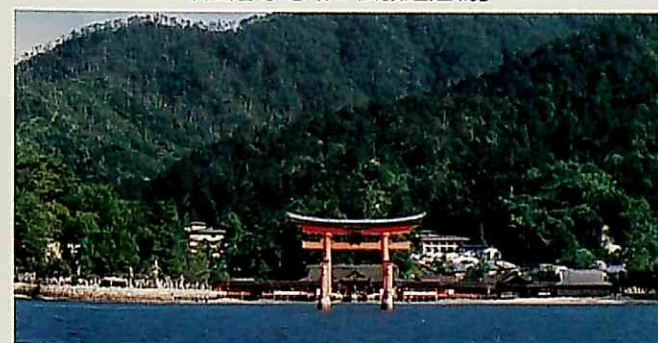
○日光の社寺（平成10年6月推薦）



「法隆寺地域の仏教建造物」



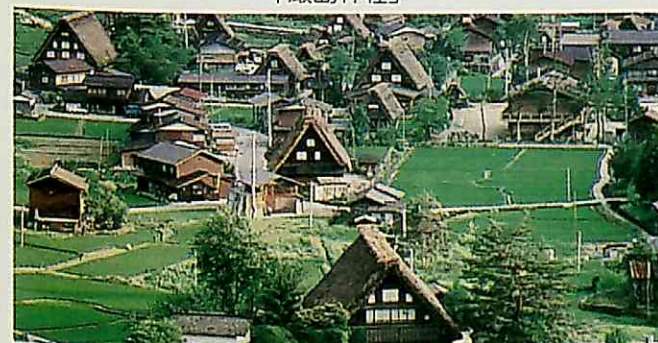
「姫路城」



「厳島神社」



「古都京都の文化財（京都市、宇治市、大津市）」



「白川郷・五箇山の合掌造り集落」



「原爆ドーム」

③ 震災対策

平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災では、文化財も多数の被害を受けました。文化庁では、被害を受けた重要文化財である建造物等の復旧等に全力で取り組んでいます（平成10年5月現在：大きな被害を受けた重要文化財建造物等85件のうち83件が復旧）。

また、その被害状況にかんがみ、重要文化財（建造物、美術工芸品）の耐震性能の向上や有効な防災対策、災害発生時の安全対策について基本的な指針や手引の策定をしたところです。



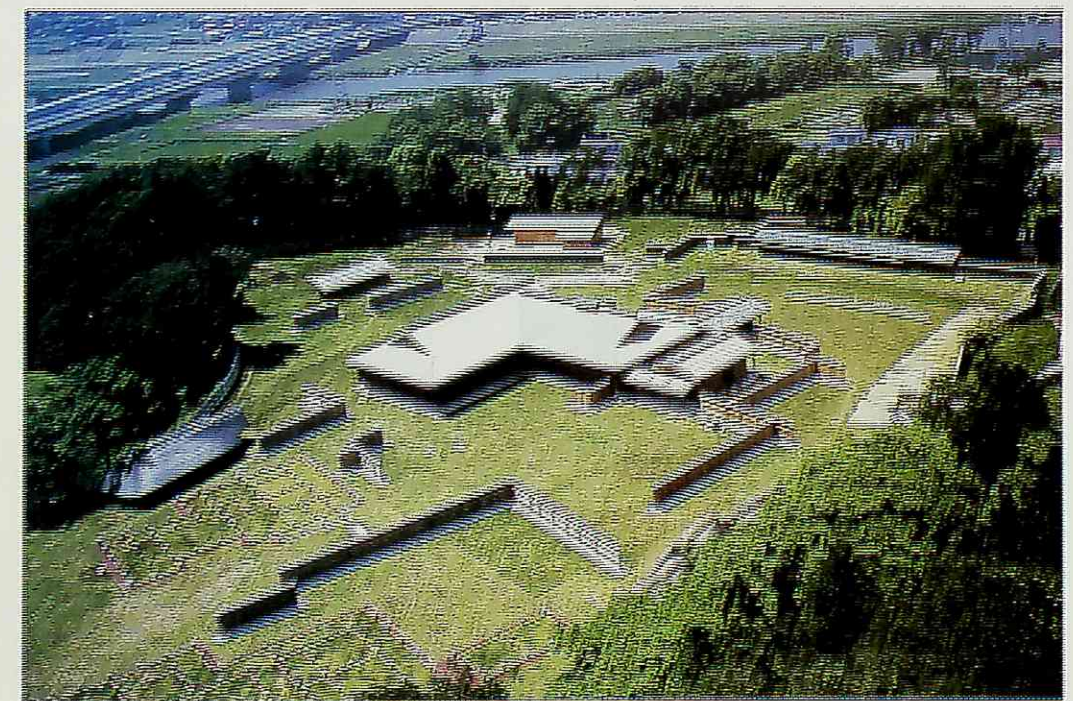
阪神・淡路大震災で被害を受け、平成10年3月に復旧した重要文化財「旧神戸居留地十五番館」（兵庫県神戸市）

④ その他の施策

このほか、文化財の保存と活用のために、文化庁では次のような様々な施策を実施しています。

施 策	概 要	平成10年度予算額
(1) 国宝・重要文化財等の保全事業の促進等		119億6,643万円
①建造物・美術工芸品の保存修理等	国有文化財の保存修理等に要する経費及び所有者又は管理団体等が行う重要文化財の保存修理、防災施設等の設置に対して補助	72億7,263万円
②国宝・重要文化財等の買上げ	国宝・重要文化財等の散逸を防止するため、国が直接購入	34億909万円
③伝統的建造物群の保存修理等	市町村が行う重要伝統的建造物群保存地区（歴史的集落・町並み）内の建造物等の保存修理、防災施設の設置等に対する補助	7億9,477万円
④伝統文化の活用促進	貴重な文化財の活用を図るため、公演事業や公開事業などを行う経費	4億8,994万円
(2) 伝統芸能の伝承		72億6,247万円
①無形・民俗文化財伝承助成等	文化財の保存技術の後継者養成のための経費及び無形文化財、民俗文化財並びに文化財保存技術の伝承事業に対する補助	10億9,997万円
②日本芸術文化振興会運営費補助等	伝統芸能の公開、伝承者養成等を目的として、日本芸術文化振興会が設置する国立劇場の運営に要する経費の補助等	61億6,250万円

施 策	概 要	平成10年度予算額
(3) 史跡等整備・活用		229億434万円
①史跡等公有化助成	史跡等を開発から保存し、活用を図るため、地方公共団体が行う史跡等の公有化に対して補助	140億9,141万円
②史跡等整備・活用事業		46億2,582万円
歴史ロマン再生事業（地方拠点史跡等総合整備事業）	各地方の拠点となり得る史跡等について、生涯学習ニーズに対応するため、建物、史跡等の復元的整備及び地方の歴史・文化を概観できる施設等を組み合わせた総合的・複合的整備を行う事業に対して補助	12億円
ふるさと歴史の広場（史跡等活用特別事業）	歴史的建造物の復元、全体模型の設置、遺構展示施設やガイダンス施設の建設などにより主体的に遺跡を表現する事業に対して補助	11億5,000万円
史跡等保存修理等	史跡等を保存していくための保存修理や防災施設設置等の事業に対して補助	17億6,169万円
歴史の道整備活用推進事業	古道や運河等の「歴史の道」やこれと密接に結びついた交通遺跡等を復元したり、道にかかわる情報発信施設を整備する事業に対して補助	1億9,400万円
天然記念物整備活用事業	天然記念物についてその学術的価値や現況等に応じて野外観察施設や学習施設等を有機的に設置する事業に対して補助	3億2,013万円
③埋蔵文化財調査等の充実		41億8,711万円
発掘調査事業等	開発事業と埋蔵文化財との調整を図るため、個人等が行う事業について、地方公共団体が行う調査に対して補助	33億7,231万円
埋蔵文化財センター	埋蔵文化行政を進める上で必要な発掘調査機能、出土品等の管理機能、展示学習機能等の地域の実情に即した施設建設に対する補助	8億1,480万円



史跡 榎城跡（青森県八戸市）

VIII 文化の国際交流・協力

文化は、異文化との交流を通じ、相互に刺激し合うことによって発展するものであり、国境を越えた芸術文化活動の展開は我が国の文化を振興するためにも不可欠であると同時に、我が国が文化面で世界に貢献するためにも重要です。

また、一国のアイデンティティとしても重要な意義を持っています。
このため、次のような文化の国際交流に関する施策を実施しています。

施 策	概 要	平成10年度予算額
1 芸術家・専門家の派遣、招へい等		
(1) 海外優秀芸術家等招へい事業	海外の優れた芸術家、文化財専門家等を招へいし、我が国の芸術家等に対する指導や共同制作・共同研究による交流等を実施。	3,210万円
(2) 文化による国際貢献に関する調査研究	我が国と諸外国における文化行政等の状況を把握し、その有効な施策の在り方について調査研究を行うとともに国際シンポジウム等を開催する。	2,612万円
(3) 芸術フェローシップ ①海外芸術家招へい研修	海外の若手芸術家を招へいし、我が国における研修や我が国若手芸術家との交流の機会を提供。	6,737万円
②芸術家在外研修	美術、音楽、舞踊、演劇、映画、舞台美術等、メディア芸術、アートマネジメント分野の各分野の若手芸術家等を海外に派遣し、専門分野における実務的な研修の機会を提供。	4億8,056万円
2 展覧会、公演等による交流		
(1) 国際芸術交流推進事業 (アーツプラン21)	海外フェスティバルへの参加や国際フェスティバルの開催など国際芸術交流を推進。	11億2,760万円
(2) アジア・アート・フェスティバル	アジア近隣諸国から現代舞台芸術等を招へいし、我が国の芸術家・芸術団体と共演を行う。	4,907万円
(3) 映画文化に関する国際交流	世界各地の国際映画祭への参加に伴う経費に対する助成を行う。	24,283万円
(4) 海外展	欧米、アジア各国において、日本の優れた文化財を紹介する海外展を開催。	8,206万円
(5) 博物館等海外交流古美術展	我が国の国立博物館（東京、京都、奈良）と日本古美術品を所蔵している海外の博物館等との間で日本古美術品等を中心とした交流展を相互に開催。	2,985万円
(6) 日仏国宝級美術品の交換展示	日仏両国が相互に国宝級の美術品を交換展示。	1億2,007万円
(7) 国際民族芸能フェスティバル	日本の民俗芸能とそれらに関連する海外の民俗芸能を一堂に集め、民俗芸能公演やシンポジウムを開催。	5,399万円
(8) 国民文化国際交流事業	国民文化祭及び全国高等学校総合文化祭を中心として、海外の青少年及びアマチュア文化活動の指導者等の招へい、派遣及び研修事業を実施。	1億87万円

施 策	概 要	平成10年度予算額
3 文化遺産保存修復協力		
I 技術協力・共同研究		
(1) 敦煌文化財保存修復に関する協力研究	中国敦煌莫高窟の壁画・仏像等の保存修復のための日中共同研究等を実施。	2,557万円
(2) スミソニアン研究機構との国際研究交流	米国のスミソニアン研究機構と文化庁との間で文化財の保存修復に関する国際的・学術的な研究交流・協力を実施。	460万円
(3) 南アジア仏教遺跡保存整備に関する基礎的調査研究	インドやアフガニスタンなどの仏教遺跡について科学的な保存処置に関する調査研究、共同研究等を実施。	1,895万円
(4) アンコール文化遺産保護に関する研究協力	アンコール文化遺産保護に携わるカンボジアの研究者と、保存修復及び環境整備等を中心とする共同研究を実施。	2,727万円
(5) 在外日本古美術品修復協力	海外の博物館・美術館が所蔵する日本古美術品で緊急に修復を必要とする絵画、工芸品類の優品を対象として修復協力を行う。	1億938万円
(6) 文化財の保存修復技術に関する国際共同研究	文化財の保存修復に用いられる新素材について国際共同研究を実施。	1,812万円
(7) 文化財の保存を目的としたレンガの劣化現象と保存対策に関する調査研究	近年急速に劣化現象が進んでいる国内・外に所蔵するレンガ造文化財の保存に関する研究及び対策の開発を実施。	499万円
(8) 文化財における環境汚染の影響と修復技術の研究協力	近年、深刻な問題になっている環境汚染から文化財を保護するため、これらの問題を抱えた中国や韓国等と協力して共同研究を実施。	6,173万円
(9) 無形の文化財の保護に関する研究協力	アジア諸国等の無形の文化財の保存と継承に関する諸問題について、専門家による国際会議を開催するなど、調査研究を行う。	459万円
(10) 文化財保護に係る世界遺産センター等との連携協力に関する調査研究	国際的に文化財保護活動を行っている機関との連携や協力体制、その在り方等について調査研究を行う。	258万円
(11) 文化財保護に関する日独学術交流	歴史的建造物の文化財材質の劣化機構の解明と適切な保存方法に関する共同研究。科学的な調査研究法に関しての人的交流や研究会の開催を行う。	487万円
(12) アジアにおける古代都城遺跡の研究と保存に関する研究協力	考古学的な調査法を駆使し遺跡の性格を正しく把握するとともに保存整備に対する基本構想を作成し、日本の都城研究への活用、アジア各国の都城遺跡の研究と保存に資する。	5,003万円
II 招へい研修		
(13) 在外日本古美術品に係る博物館・美術館研究協力事業	日本古美術品を所蔵している欧米の博物館等の修理技術者、学芸員と日本の修理技術者、学芸員との間で、日本古美術品の取扱い及び保存・管理に関する研究協力を行う。	2,196万円

施 策	概 要	平成10年度予算額
(14) アジア諸国文化財の保存修復等協力事業	アジア諸国の文化財保存修復等に係る技術協力を実施するとともに、相手国専門家等の招へい研修を行い、修復技術者等との研究交流及び人材養成を図る。	1,265万円
(15) 国際修復研修事業「紙の保存修復」研修	各国の紙製文化財保存修復関係者を日本に招き、和紙を用いた修復技術について研修を実施する。	1,002万円
(16) 文化財保護分野・博物館等における地方自治体職員の国際協力・交流の支援	諸外国の文化財保護行政担当者、遺跡発掘の技術者、博物館・美術館の専門職員等の地方自治体への受入れ事業を支援。	415万円
Ⅲ 国際研究集会の開催等		
(17) 文化財に関する国際シンポジウム	各国の文化財保存に関する現状及びその対策について報告及び討論を行うため国際シンポジウムを開催。	606万円
(18) アジア文化財保存セミナー	アジア諸国の研究者等を招へいし、文化財の保存に関する国際セミナーを開催。	792万円
(19) 世界遺産保護推進費	世界遺産条約に基づき、我が国の遺産の推薦を推進するとともに、国際的専門家会議への参画及び世界遺産保護への国民の関心・意欲を高めるための世界遺産フォーラム等を実施する。	2,314万円
Ⅳ 体制整備		
(20) 国際文化財保存修復協力センター運営	国際共同研究・情報の収集と提供・人材の養成を柱とした国際的な協力センターを運営し、文化財保存分野での国際協力を実施。	1,131万円
4 著作権分野での協力事業		
(21) アジア地域著作権制度普及促進事業（APACEプログラム）	W I P O（世界知的所有権機関）との協力により研修事業、国際シンポジウム等を実施。	2,882万円
(22) 海賊版防止対策事業	国内専門家によるタスク・フォースの設置、現状、問題点の分析、現地の視察・調査等を実施し、権利者がアジア諸国で「民事」「刑事」の対抗措置をとりやすくすることにより、海外における著作権侵害行為の防止を図る。	1,526万5千円

● 最近の海外古美術展の開催状況

展示会の名称	会 場 ・ 会 期	主 催 者	内 容
近世水墨画展	米国 ロサンゼルスカウンティ美術館 60. 3. 8 ~ 5.12	文化庁 ロサンゼルスカウンティ	桃山、江戸時代の水墨画を中心に構成し、永徳、等伯などの障壁画から大雅、蕪村などの文人画を中心に自由な表現を特色としたものを展示、紹介。
日本陶磁名品展	スウェーデン 国立東アジア博物館 (ストックホルム) 60. 6. 4 ~ 7.28	文化庁 国際交流基金 国立東アジア博物館	日本陶磁史の発展の歴史と造形美術を縄文時代から明治時代に至るおよそ七千年にわたる陶磁器類の代表的作品から構成したもの。
雪舟と室町水墨画展	米国 デトロイト美術館 61.10.14 ~ 12.14 ホノルル美術館 62.12. 1 ~ 3.15	文化庁 デトロイト美術館 ホノルル美術館	雪舟を中心に室町水墨画の表現と歴史を紹介する。文化財を通じてのアメリカ合衆国と永い交流のなかで、室町時代の水墨画だけの展示会は本展が初めてのもの。
四季—日本の美術—展	西ドイツ ハンブルク特別市工芸美術館 62. 9.16 ~ 11. 8	文化庁・国際交流基金 ハンブルク特別市工芸美術館	時に自然を題材とした絵画、工芸品の数々を紹介し叙情感あふれる日本美術（主として江戸時代美術）を広く紹介したもの。
大名美術展—武士文化の創造と発展	米国 ナショナルギャラリー東館 63.10.30 ~ 元. 1.23	文化庁・国際交流基金 ナショナルギャラリー 協力：外務省	中世及び近世の文化・美術の創造者であり、庇護者であった日本武将の姿とその文化の在り方を絵画、彫刻、工芸品、書跡の全ての領域から名品を選び展示。
日本美術における人間像展	ベルギー パレデボザール 元. 9.27 ~ 11.26	文化庁・国際交流基金 ユーロバリア・インターナショナル ファウンデーション ユーロバリア89・ジャパンコミッティー	古代から近世にかけての日本美術における人間の姿を主題として、これを意匠化した絵画、彫刻及び考古資料を紹介したもの。ユーロバリア日本祭における日本政府の特別企画展。
若冲展	米国 アジアソサイエティーギャラリー ロサンゼルスカウンティミュージアム 元.10. 5 ~ 12. 6 元.12.21 ~ 2. 2.18	文化庁 アジアソサイエティーギャラリー ロサンゼルスカウンティミュージアム	江戸時代中期、花鳥画を中心に個性的な作品を描き遺し、近年ますます評価が高い画家、伊藤若冲の主要な作品を紹介する。従来の特定の分野を主題として総合的に行う海外展とは趣を異にしており、個人作家の展覧会としては初めてのもの。
王朝貴族の美術展	米国 ボストン美術館 2.10.16 ~ 11.25	文化庁 ボストン美術館	平安時代後期（藤原時代）には、宮廷を中心とした豊かな王朝文化が開花し、優美典雅な表現の優れた作品が作られた。本展は、日本美術の大きな流れを形成する王朝美術とその伝統の行方を平安、鎌倉時代の作品を中心に展示、紹介する。
日本陶磁の源流展	米国 IBMギャラリー 2.12.11 ~ 3.2.9	文化庁 ジャパンソサイエティー	“やきもの”文化は、縄文時代から古墳時代の土器、土偶、埴輪に示される独自の造形美を現出するなど古代工芸美術の大きな流れを構成し、中近世陶磁文化の基礎ともなって発展する。本展は、こうした“やきもの”から日本の古代文化の流れを把握できる作品を展示紹介する。

展示会の名称	会 場 ・ 会 期	主 催 者	内 容
鎌倉彫刻展	英国 大英博物館 3. 9.17～11.24	文化庁 国際交流基金 大英博物館	高い写実性を有し、ヨーロッパの人々にも親しみやすい特色をもつ鎌倉時代の彫刻の名品を展示、紹介する。ジャパン・ソサエティー設立百周年記念「ジャパン・フェスティバル1991」における日本政府協賛の中心行事
十六世紀の美術展	米国 クリーブランド美術館 3.10.20～12. 1	文化庁 クリーブランド美術館	日本美術・文化史上の変換期であった中世から近世にかけての多様な美の諸相を絵画・工芸品により紹介する。中世的伝統美を保ちながらも、自由で潑刺とした創造性に満ち溢れた独自の美意識を示す作品により多様な我が国の美的世界を改めて米国民に紹介し、友好に資する。
古代の日本展	米国 アーサー・M・サックラーギャラリー 4. 8. 9～11. 1	文化庁 アーサー・M・サックラーギャラリー	旧石器時代から奈良時代までの出土遺物を中心に日本文化の特色と歴史的流れを、各時代を特徴づける代表的な考古遺物で総合的に展示。
禅の美術展	スイス リートベルグ美術館 5. 3. 7～ 4.18	文化庁 京都国立博物館 リートベルグ美術館	チューリッヒ国際日本祭を記念して、禅文化の流れの中で産み出された美術作品、さらにまた中世の重要な禅院に時代を経て収蔵されてきた作品を展示、両国の相互理解と友好親善に資する。
黄金の美術 サムライと豪商 の文化	スペイン ベラスケス宮殿 6.11.22～ 7. 2.19	文化庁 国際交流基金 スペイン王国文化省	スペイン帝国の最盛期、フェリペ2世と同時代の豊臣秀吉に焦点を当て、当時の文化の交流、武士や商人を中心とした生活文化及び美術を紹介する。
信仰と美 日本美術4000年 の歴史を辿る	イタリア ローマ市立展示館 7.11.15～ 8. 1.15	文化庁 国際交流基金 ローマ市立展示館 イタリア共和国外務省	縄文時代から室町時代に至る時代を、宗教と共に生活に根ざした文化及び鑑賞芸術を中心に、日本人が心のよりどころとした造形美術品で構成する展覧会
桃山の美術展	アメリカ ダラス美術館 8. 9. 8～12. 1	文化庁 国際交流基金 サンアンドスター1996 ダラス美術館	日本文化の中でも独自の文化を築いた桃山時代に焦点をあて、大胆で力強い特色を備えた豪華絢爛な桃山文化の美を紹介する。
日本仏教美術の 宝庫―奈良・興 福寺―展	フランス グラン・パレ 8. 9.20～12. 9	文化庁 国際交流基金 フランス国立美術館連合 パリ日本文化会館	7世紀後半に創建された、我が国を代表する寺院、興福寺に焦点をあて、当寺院が所蔵する奈良時代や鎌倉時代の仏像を中心に、我が国の仏教美術の精華を紹介する。
日本の陶器展	タイ タイ国立博物館 9. 1.22～ 3.16	文化庁 佐賀県 国際交流基金 タイ国芸術総局	17世紀中頃に、日本の陶磁器が東南アジアを経由し、盛んにヨーロッパに輸出された。本展は、歴史的にもかわりが深いタイで、17世紀から18世紀の最盛期を迎えた有田で生産された磁器作品を中心に展示。

展示会の名称	会 場 ・ 会 期	主 催 者	内 容
日本仏教彫刻展 ―ジャパン・ソ サエティー創立 90周年―	アメリカ ジャパン・ソサエティー・ギ ャラリー 9. 5.15～ 7. 6	文化庁 ジャパン・ソサエティー	飛鳥時代から南北朝時代までの約800年間に渡る各時代の代表的な作品で構成され、日本での仏教信仰の展開や日本彫刻史の流れを紹介する。
百済観音―日本 の古代彫刻―展 (日仏国宝級美 術品交換展示)	フランス ルーブル美術館 9. 9.10～10.13	文化庁 国際交流基金 仏国文化省 ルーブル美術館 在仏日本大使館	飛鳥時代を代表する木彫像で、我が国で作られたものながら、百済国からもたらされたという伝承から百済観音の通称で国民に親しまれている国宝の木造観音菩薩立像一躯を展示。
日本の原始美術 ―縄文土器―展	マレーシア マレーシア国立博物館 9.10. 9～11.30	文化庁 国際交流基金 マレーシア国立博物館	日本文化の基盤とも言うべき縄文時代の各種の遺物から特に造形的に比類のない縄文土器を中心に展示。
皇室名宝展―フ リーア美術館創 立75周年―	アメリカ アーサー・M・サックラー美術館 9.12.14～10. 3. 8	宮内庁、文化庁 国際交流基金 スミソニアン国立研究機構フリーア美術館／アーサー・M・サックラー美術館	宮内庁で所蔵する国宝・重要文化財クラス作品を含む多数の美術品及び御物の中から、平安時代から近代までの絵画及び書跡を厳選し、我が国の優れた美術品を展示。
現代日本の伝統 陶芸展	トルコ 絵画と彫刻美術館 10. 5. 2～ 5.20 トルコ・イスラム美術館 10. 6. 1～ 6.30	文化庁 国際交流基金 トルコ共和国文化省 在トルコ共和国日本大使館	明治時代以降の日本を代表する作家の作品を展覧し、日本の陶磁器の伝統を受け継ぎ発展させた現代の技と美を紹介。
縄文展	フランス パリ日本文化会館 10. 9.29～10.11.28	文化庁 国際交流基金 パリ日本文化会館支援協力	日本文化の基盤ともいうべき縄文時代文化遺物の中から魅力的な造形を示す土器・土製品を選び、さらに工芸技術史上重要と考えられる装身具を加え、展示。
江戸：日本の美術 1615-1668展	アメリカ ナショナル・ギャラリー 10.11.15～11. 2.15	文化庁 国際交流基金 ナショナル・ギャラリー	江戸時代を代表する各分野の代表的名品や江戸時代の人々の生活を謳歌するエネルギーと文化的洗練さを表現する作品を展示。



「日本仏教彫刻」展―ジャパン・ソサエティー創立90周年―

IX 文化行政における情報化の推進

— 文化情報総合システムの整備 —

今日、高度情報通信社会の構築が進みつつあり、一方で、国民の文化志向の高まりと広がりが見られます。

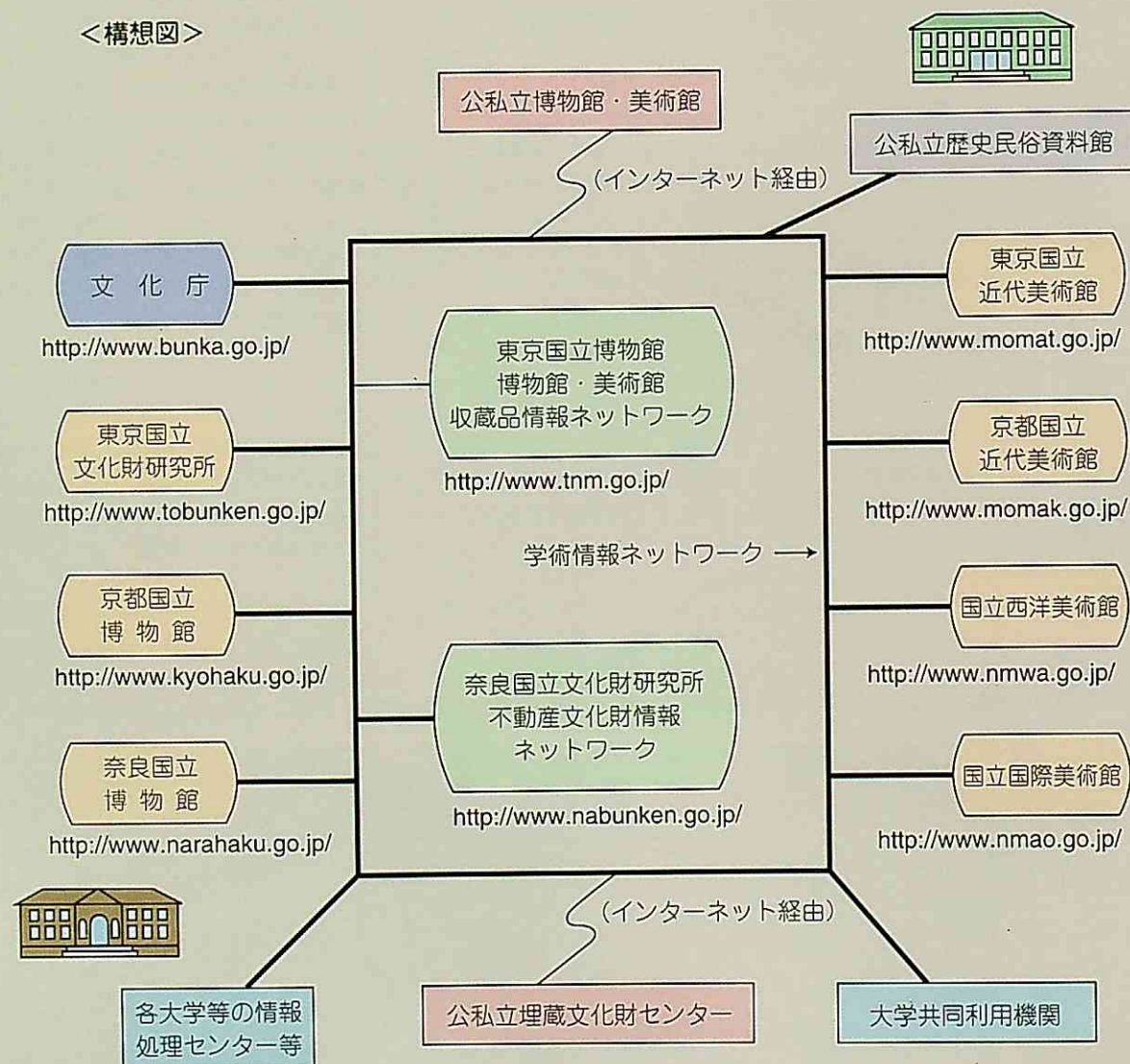
文化庁では、文化に関する情報を国内外に総合的に提供・発信するため、文化情報総合システムの整備を

進めています。文化情報総合システムは、次の4つの情報システムからなっています。また、その窓口として、平成9年5月に文化庁のホームページを開設しました。

① 文化財情報システム・美術情報システム

文化庁、国立博物館、国立美術館及び国立文化財研究所では、各機関が所有する所蔵品や文化財に関する情報をデータベース化し、各機関がインターネットを利用して情報を国内外に提供する「文化財情報システム・美術情報システム」の構築を進めています。また、将来的には、全国レベルでの総合的な検索システムの構築を目指しています。

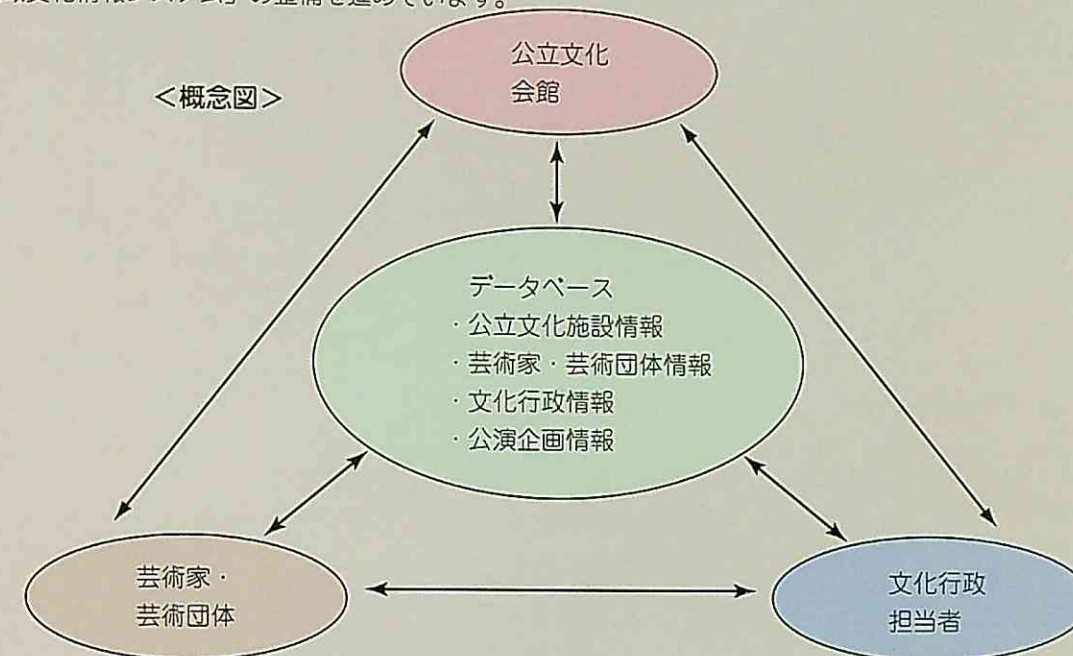
<構想図>



② 地域文化情報システム

地方公共団体や公立文化施設が文化に関する施策の立案や公演事業を企画するために必要な情報を提供するとともに、芸術団体と公立文化会館の相互で芸術文化情報の交流を促進するため、パソコン通信ネットワーク「地域文化情報システム」の整備を進めています。

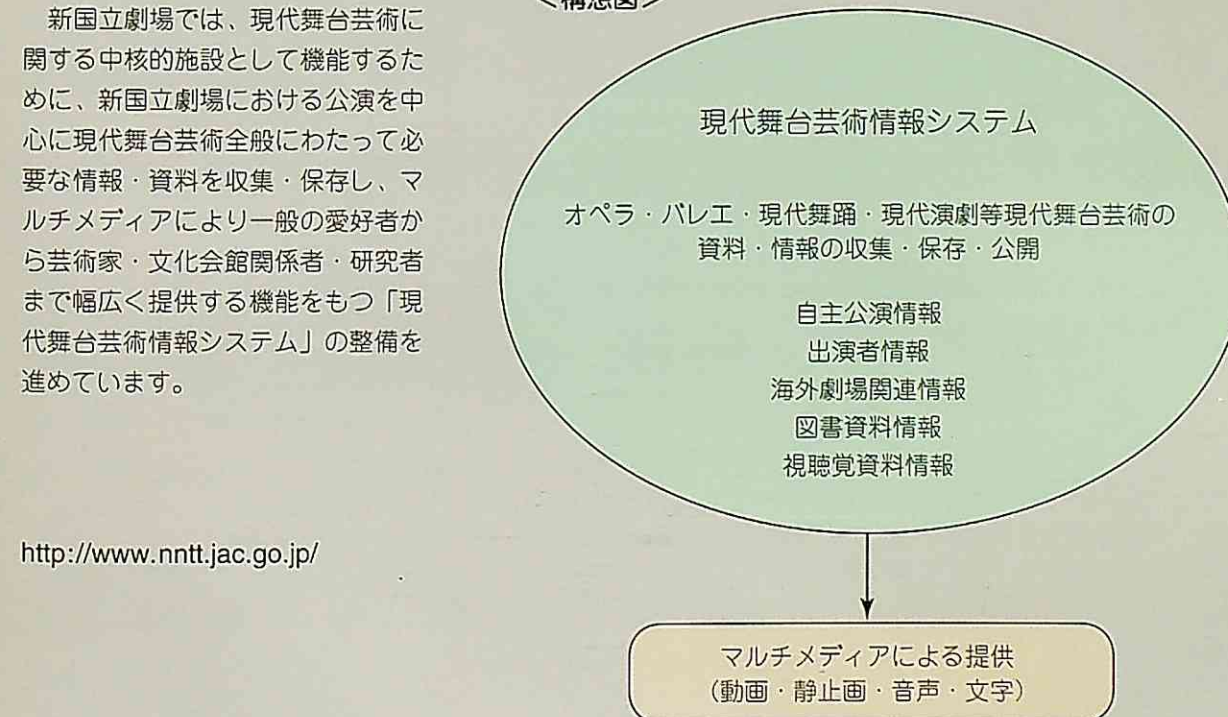
<概念図>



③ 現代舞台芸術情報システム

新国立劇場では、現代舞台芸術に関する中核的施設として機能するために、新国立劇場における公演を中心に現代舞台芸術全般にわたって必要な情報・資料を収集・保存し、マルチメディアにより一般の愛好者から芸術家・文化会館関係者・研究者まで幅広く提供する機能をもつ「現代舞台芸術情報システム」の整備を進めています。

<構想図>



(1) 国立劇場

④ 伝統芸能情報システム

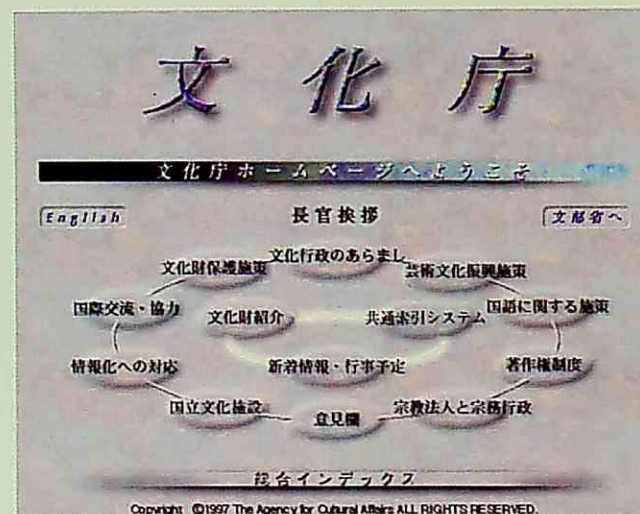
国立劇場では、我が国の伝統芸能に関する諸活動を円滑に進展させることを目的として、国立劇場等での公演記録をはじめとする伝統芸能に関する各種情報のデータベースを作成し、一般の愛好者から伝統芸能関係団体・舞台芸術専門家・各研究機関・各劇場まで幅広く提供できる機能をもつ「伝統芸能情報システム」の構築整備を進めています。

構想図



○ 文化庁ホームページ

文化庁に関する情報の提供のほか、国指定文化財の情報の公開等を行うとともに、国立の文化施設等とリンクさせ、それらの紹介を行っています。また、共通索引システムにより、国内外の様々な文化財や美術品の情報を検索できるようにしています。
〈ホームページ・アドレス〉
<http://www.bunka.go.jp/>



国立劇場本館・演芸資料館	国立能楽堂	国立文楽劇場
主として我が国古来の伝統的な芸能(雅楽、文楽、歌舞伎、邦楽、邦舞、民俗芸能、大衆芸能等)の公演、伝承者の養成、資料収集、調査研究等	能楽の公演、能楽の伝習者の養成、資料収集、調査研究等	主として文楽の公演、文楽技芸員の伝承者の養成、資料収集、調査研究等
施設 〈大劇場〉 総席数 1,616席 主な公演 歌舞伎、民俗芸能、雅楽 〈小劇場〉 総席数 594席 主な公演 文楽、歌舞伎、舞踊、邦楽、民俗芸能、中世芸能、琉球芸能 〈演芸場〉 総席数 300席 主な公演 寄席(落語その他)	施設 〈能舞台〉 座席数 591席 主な公演 能、狂言	施設 〈文楽劇場〉 総席数 753席 主な公演 文楽、舞踊、邦楽、民俗芸能、大衆芸能、歌舞伎 〈小ホール〉 座席数 159席 主な公演 大衆芸能、邦楽
交通 	交通 	交通
〒102-8656 東京都千代田区隼町4番1号 TEL (03) 3265-7411	〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4丁目18番1号 TEL (03) 3426-1331	〒542-0073 大阪市中央区日本橋1丁目12番10号 TEL (06) 212-2531

(2) 新国立劇場

我が国のオペラ、バレエ、現代舞踊、現代演劇など 月開場となりました。
の現代舞台芸術の拠点となる新国立劇場が平成9年10

施設概要	オペラ劇場(1,810席)……オペラ。バレエの専用劇場、四面舞台 中劇場(1,038席)……演劇、現代舞踊を中心とした劇場四面舞台 小劇場(440席)……実験的な演劇等の劇場、可変自由
	○所在地 渋谷区本町1-1-1 (京王新線初台駅すぐ)
	○延床面積 68,879㎡ 敷地面積 28,688㎡
事業	○公演事業……現代舞台芸術の公演 ○研修事業……芸術家・舞台技術者等の研修 ○調査情報事業……現代舞台芸術情報の収集・公開
開場記念公演	平成9年10月からの開場記念公演が終了し、10年4月からは通常年度の公演が開始されました。 〈平成9年度〉 ●オペラ:「建・TAKERU」「ローエングリン」「アイダ」 ●バレエ:「眠れる森の美女」「くるみ割り人形」「梵鐘の聲」 ●現代舞踊:「マスターワークス」「パノラマ展A・Bプログラム」 ●演劇:「紙屋町さくらホテル」「夜明け前」「リア王」「銀ちゃんが逝く」



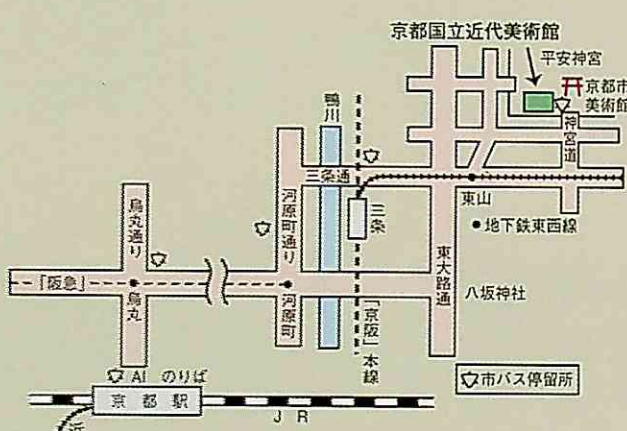
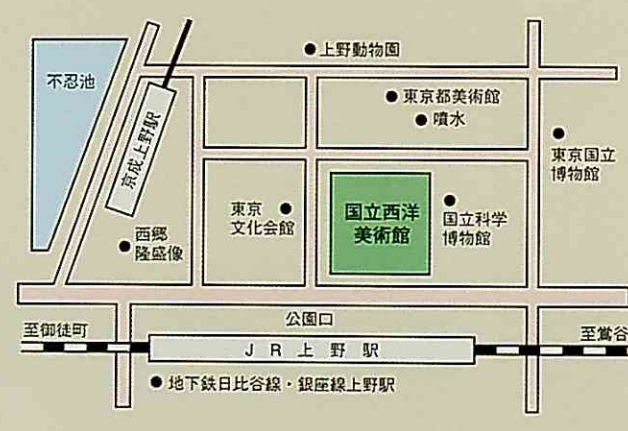
新国立劇場外観

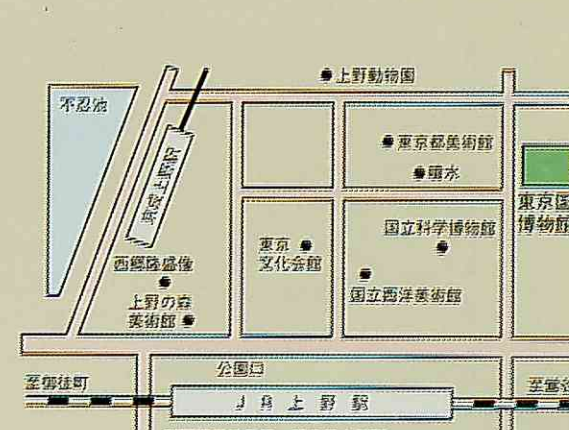


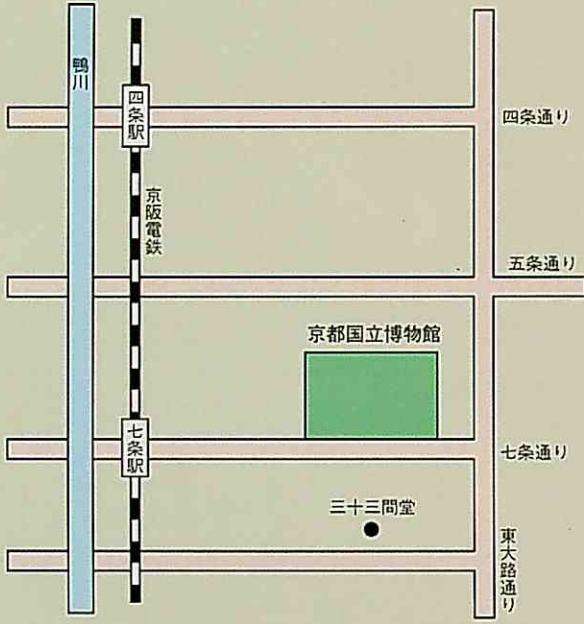
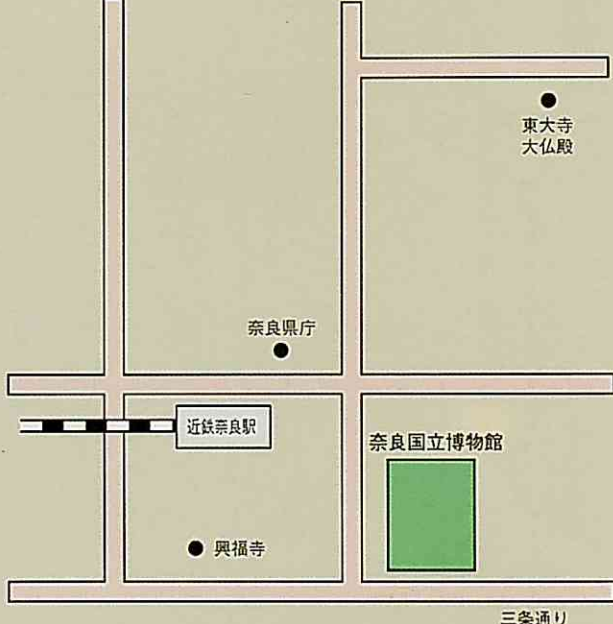
開場記念公演オペラ「建・TAKERU」

(3) 国立美術館・博物館

東京国立近代美術館 (美術館・工芸館)	東京国立近代美術館 (フィルムセンター)
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	日本及び世界の映画フィルムや映画関係資料の収集、保存及びこれらに関する調査研究
開館時間 — 10:00～17:00 [入館16:30まで] (夜間開館) — 10:00～20:00 [入館19:30まで] 美術館のみ実施 原則として春分の日から秋分の日までの 毎週金曜日	開映時刻—大ホール/火～金 15:00、18:30 土・日・祝 13:00、16:00 小ホール/火～金 18:15 土・日・祝 15:00 展示室/火～日 10:30～18:00
休館日—毎週月曜[月曜日が休日の場合その翌日] 年末年始[12月28日～翌年1月4日]	休館日—月曜日(当分の間日曜日は休館) 年末年始[12月28日～翌年1月4日]
交通	交通
地下鉄東西線 「竹橋」駅下車、 美術館 徒歩3分・工芸館徒歩10分	JR「東京」「有楽町」駅下車、 徒歩10分 地下鉄有楽町線「京橋」駅下車、 徒歩10分 都営浅草線「宝町」駅下車、 徒歩1分
(美術館) 〒102-8322 東京都千代田区北の丸公園3 TEL (03) 3214-2561 (代) (工芸館) 〒102-0091 東京都千代田区北の丸公園1 TEL (03) 3211-7781 (代)	〒104-0031 東京都中央区京橋3-7-6 TEL (03) 3561-0823

京 都 国 立 近 代 美 術 館	国 立 西 洋 美 術 館
近代美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	フランス政府から寄贈返還された松方コレクション及びその他の西洋美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 — 9 : 30 ~ 17 : 00 [入館は 16 : 30 まで] (夜間時間) — 原則として 4 月 ~ 10 月の毎週金曜日 — 9 : 30 ~ 20 : 00 [入館は 19 : 30 まで]	開館時間 — 9 : 30 ~ 17 : 00 [入館は 16 : 30 まで] (夜間時間) — 毎週金曜日 — 9 : 30 ~ 19 : 00 [入館は 18 : 30 まで]
休館日—毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月28日~翌年1月4日]	休 館 日—月曜日 年末年始 [12月28日~1月4日]
交 通	交 通
 京阪電鉄京津線 「東山三条」駅下車、徒歩5分	 JR「上野」駅下車 徒歩2分
〒606-8344 京都市左京区岡崎円勝寺町 (岡崎公園内) TEL (076) 761-4111	〒110-0007 東京都台東区上野公園7-7 TEL (03) 3828-5131

国 立 国 際 美 術 館	東 京 国 立 博 物 館
日本美術の発展と世界の美術との関連を明らかにするために必要な美術に関する作品等の収集、保管、陳列及び調査研究	日本及び東洋諸地域の有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 — 10 : 00 ~ 17 : 00 [入館は 16 : 30 まで]	開館時間 — 9 : 30 ~ 17 : 00 [入館は 16 : 30 まで] (夜間開館) — 4 月 ~ 9 月の毎週金曜日 9 : 30 ~ 20 : 00 [入館は 19 : 30 まで]
休 館 日—毎週水曜日 [水曜が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月28日~1月4日]	休 館 日—毎週月曜日 [月曜が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日~1月3日]
交 通	交 通
 大阪モノレール「万博記念公園」駅下車、徒歩約15分 JR「茨木」駅より エキスポランド方面近鉄バス・阪急バス 日本庭園前下車、徒歩10分	 JR「上野」駅下車、徒歩15分
〒565-0826 大阪府吹田市千里万博公園10-4 TEL (06) 876-2481	〒110-0007 東京都台東区上野公園13番9号 TEL (03) 3822-1111

京 都 国 立 博 物 館	奈 良 国 立 博 物 館
主として京都文化を中心にした有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究	主として仏教美術品の有形文化財の収集、保管、陳列及び調査研究
開館時間 —9：00～16：30 [入館は16：00まで] (夜間開館) —4月～11月の毎週金曜日 9：00～20：00 [入館は19：30まで]	開館時間 —9：00～16：30 [入館は16：00まで] (夜間開館) —4月～11月の毎週金曜日 9：00～20：00 [入館は19：30まで]
休 館 日—毎週月曜日 [月曜日が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日～1月3日]	休 館 日—毎週月曜日 [月曜が休日の場合はその翌日] 年末年始 [12月26日～1月3日]
交 通  [京阪電鉄「七条」駅下車、東へ徒歩7分] [JR、近鉄「京都」駅下車、駅前市バスA2のりばから206・208号線にて博物館・三十三間堂駅前下車、徒歩1分]	交 通  [近鉄「奈良」駅下車、徒歩15分]
〒605-0931 京都市東山区茶屋町527 TEL (075) 541-1151	〒630-8213 奈良市登大路町50番地 TEL (0742) 22-7771

(4) 研究所

国立国語研究所	国語及び国民の言語生活に関する科学的調査研究
東京国立文化財研究所	主として美術、芸能及び文化財の保存に関する科学的な調査研究
奈良国立文化財研究所	主として歴史、美術、建造物の実物に即した調査研究及び平城宮跡、飛鳥・藤原宮跡の発掘調査

(5) 日本芸術院

文化庁に特別の機関として日本芸術院が置かれています。

日本芸術院	芸術上の功績顕著な芸術家優遇のための荣誉機関。芸術に関する重要事項の審議
-------	--------------------------------------



国立西洋美術館

XI アイヌ文化の振興

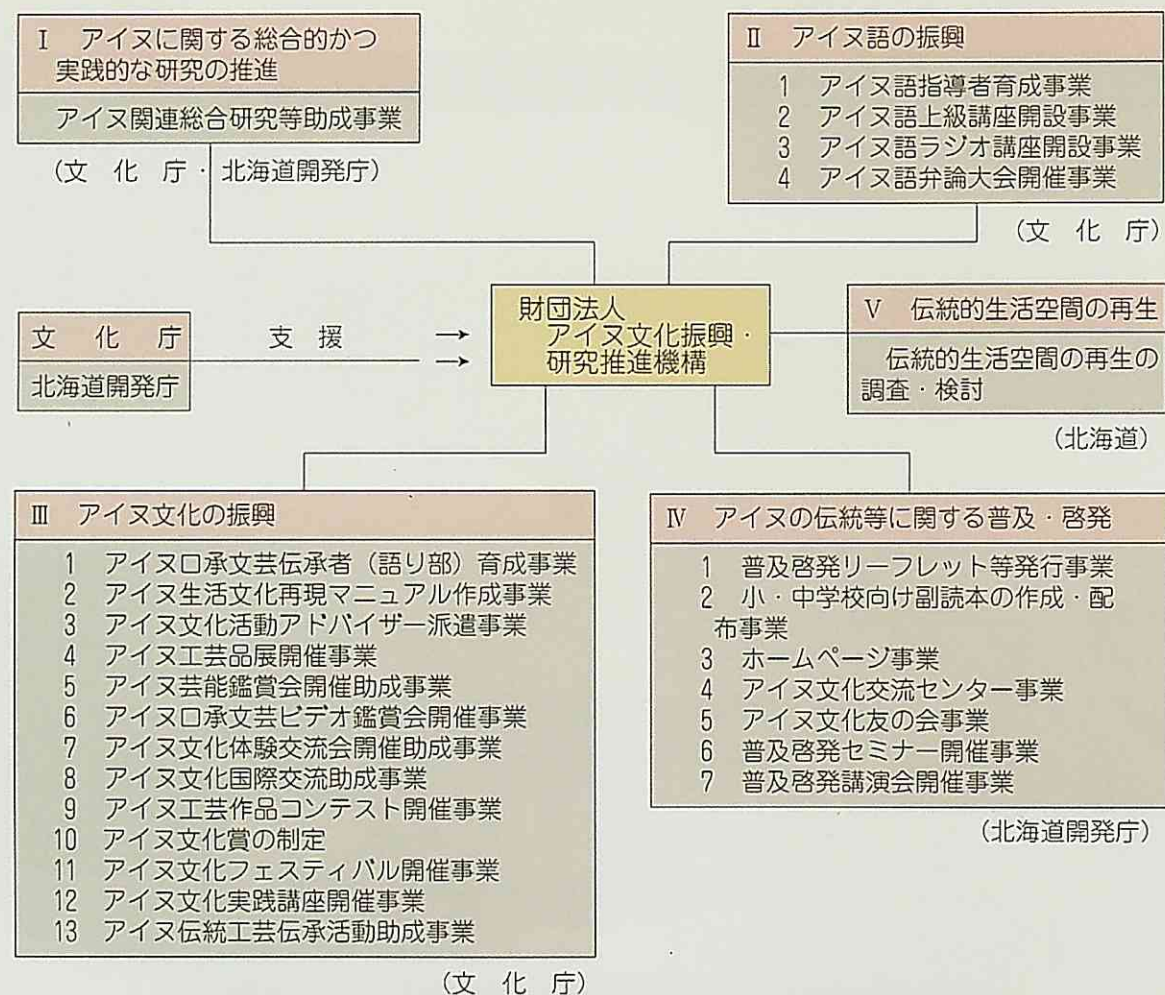
文化庁では、従来から、文化財保護の観点によるアイヌ関係の文化財の指定等を行い、北海道教育委員会の行う事業への支援を行ってきました。

平成9年5月、アイヌの人々の誇りの源泉であるアイヌ伝統等が置かれている状況を考慮し、アイヌ文化の振興等を図るための施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的として、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に

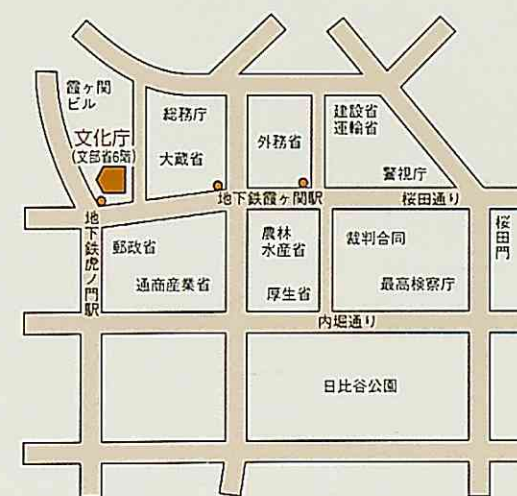
関する法律」が成立しました。

また、アイヌ文化の振興等を目的に設立され、本法の規定に基づく業務を行うものとして国が指定した「財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構」の行う、アイヌに関する研究等への助成、アイヌ語の普及及びアイヌ文化の復元、再生、伝承、普及、国内外との交流の促進、優れたアイヌ文化活動の表彰・顕彰、アイヌに関する情報の収集・提供、文化交流などからなる事業についての支援を通じてアイヌ文化の振興等を図っています。

●事業体系図（平成10年度事業）



白老町アイヌ民族博物館 ポロトコタン



文化庁長官官房総務課

〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番2号
電話 代表 03 (3581) 4211





100028926